

令和7年

松 前 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和7年12月10日 開会

令和7年12月11日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

令和 7 年 1 2 月 1 0 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程 -----	4 頁
○議事日程の追加 -----	4 頁
○会議に付した事件 -----	4 頁
○出席議員 -----	4 頁
○欠席議員 -----	5 頁
○出席説明員 -----	5 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第 3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第 4 報告第 6 号 専決処分報告について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	7 頁
○日程第 5 一般質問	
1 番 齋 木 良 太 君 -----	8 頁
(1)「地域特性を踏まえた災害対策の整備状況」を問う！	
<hr/>	
5 番 沼 山 雄 平 君 -----	1 7 頁
(1)福祉灯油等助成事業の対象要件見直しについて	
<hr/>	
4 番 飯 田 幸 仁 君 -----	2 3 頁
(1)ふるさと納税・食だけではない！ 松前の魅力返礼品の 開発を！	
<hr/>	
9 番 齊 藤 勝 君 -----	3 3 頁
(1)孤独死への対応について	
<hr/>	
○日程第 6 議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案 説明・質疑・討論・起立採決) -----	3 6 頁
○日程第 7 議案第 8 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案 説明・質疑・討論・起立採決) -----	3 7 頁
○日程第 8 議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例制定について(提案説明・質疑・ 厚生文教常任委員会へ審査付託) -----	3 8 頁
○日程第 9 議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例制定について(提案説明・質疑・厚生 文教常任委員会へ審査付託) -----	3 8 頁

○諸般の報告	-----	40 頁
○議事日程の追加の議決	-----	40 頁
○日程第10 議案第87号	松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 40 頁
○日程第11 議案第77号	令和7年度松前町一般会計補正予算(第7回)（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 41 頁
○散会宣告	-----	52 頁

令和 7 年 1 2 月 1 1 日(木曜日) 第 2 号

○議事日程	-----	5 3 頁
○議事日程の追加	-----	5 3 頁
○会議に付した事件	-----	5 3 頁
○出席議員	-----	5 4 頁
○欠席議員	-----	5 4 頁
○出席説明員	-----	5 4 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	5 5 頁
○開議宣告	-----	5 6 頁
○議事日程	-----	5 6 頁
○日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	5 6 頁
○日程第 2	議案第 7 8 号 令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 6 頁
○日程第 3	議案第 7 9 号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 7 頁
○日程第 4	議案第 8 0 号 令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 8 頁
○日程第 5	議案第 8 1 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算(第 3 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 9 頁
○諸般の報告	-----	6 0 頁
○議事日程の追加の議決	-----	6 1 頁
○日程第 6	議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に關す る基準を定める条例の一部を改正する条例制定に ついて(委員長報告・質疑・討論採決) -----	6 1 頁
○日程第 7	議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に關する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て(委員長報告・質疑・討論・採決) -----	6 1 頁
○日程第 8	議案第 8 6 号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資 産税の不均一課税に關する条例を廃止する条例制 定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	6 2 頁
○日程第 9	議案第 8 8 号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定 について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	6 3 頁
○日程第 1 0	議案第 8 9 号 松前町老人福祉施設の設置及び管理に關する条例 の一部を改正する条例制定について(提案説明・ 質疑・討論・採決) -----	6 4 頁
○日程第 1 1	議案第 9 0 号 職員の勤務時間、休暇等に關する条例の一部を改 正する条例制定について(提案説明・質疑・討論 ・採決) -----	6 9 頁
○日程第 1 2	議案第 9 1 号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に關する基準を定める条例等の一部を改 正する条例制定について(提案説明・質疑・討論 ・採決) -----	7 0 頁
○日程第 1 3	議案第 9 2 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算(第 4 回)	

	(提案説明・質疑・討論・採決) -----	7 1 頁
○日程第 1 3	新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告について ----	7 4 頁
○日程第 1 4	閉会中の所管事務調査の申し出について -----	7 5 頁
○日程第 1 5	閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----	7 6 頁
○閉会宣告	-----	7 6 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
77	令和7年度松前町一般会計補正予算（第7回）	7.12.10	原案可決
78	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	7.12.11	同上
79	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3回）	同上	同上
80	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	同上	同上
81	令和7年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）	同上	同上
82	固定資産評価審査委員会委員の選任について	7.12.10	同意
83	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同上	同上
84	松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	7.12.11	原案可決
85	松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	同上	同上
86	松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について	同上	同上
87	松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	7.12.10	同上
88	松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について	7.12.11	同上
89	松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上
90	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
9 1	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	7.12.11	原案可決
9 2	令和7年度松前町病院事業会計補正予算（第4回）	同上	同上
報告6	専決処分報告について	7.12.10	承認

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
	新病院建設基本計画に関する調査特別委員会 調査報告について	7.12.11	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について	同上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同上	同上

令和7年12月10日（水曜日）第1号

令和 7 年
松前町議会第 4 回定例会
令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議会運営委員会報告
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 報告第 6 号 専決処分報告について
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 7 議案第 8 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 8 議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
 - 日程第 9 議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
-

◎議事日程の追加

- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 7 年度松前町一般会計補正予算(第 6 回)
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議会運営委員会報告
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 報告第 6 号 専決処分報告について
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 7 議案第 8 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 8 議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
 - 日程第 9 議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
 - 日程第 1 0 議案第 7 9 号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 7 年度松前町一般会計補正予算(第 6 回)
-

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 議長 11 番 伊藤 幸司 君 | 副議長 10 番 堺 繁光 君 |
| 1 番 齋木 良太 君 | 2 番 勇谷 鷹宇 君 |
| 3 番 三浦 昭雄 君 | 4 番 飯田 幸仁 君 |
| 5 番 沼山 雄平 君 | 6 番 福原 英夫 君 |

7番 近江 武君
9番 齊藤 勝君

8番 梶谷 康介君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長 若佐 智弘君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
齊藤 明君
政策財政課長 五十嵐 愛之君
脱炭素推進課長 佐々木 弘幸君
保健福祉課長兼清部保育所長 松村 陽子君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長
福井 純一君
産業振興課長兼農業委員会事務局局長兼肉牛改良センター所長兼水産センター所長
熊谷 直実君
産業振興課主幹兼水産センター次長
阿部 亮君
建設水道課長 横山 義和君
建設水道課長補佐 河野 光治君
病院事務局長 鍋島 孝明君
病院事務局主幹 小平 裕一君
教育委員会事務局局長兼学校給食センター所長
高橋 潤一郎君
監査委員 藤崎 秀人君

副町長 尾坂 一範君
総務課長補佐兼選挙管理委員会事務局書記次長
佐藤 朋英君
政策財政課長補佐 佐藤 巧君
税務会計課長兼会計管理者 齊藤 浩君
清部保育所次長 村井 真由美君
町民課長補佐兼大島支所次長兼小島支所次長兼大沢支所次長
吉田 絹子君
産業振興課参事 田中 建一君
産業振興課長補佐 佐藤 佳智君
産業振興課主幹 岩島 朋也君
産業振興課主幹兼肉牛改良センター次長
船尾 慶人君
建設水道課長補佐 五十嵐 範明君
病院事務局次長 齊藤 広文君
教育 長 宮島 武司君
教育委員会事務局次長 佐々木 俊典君
教育委員会事務局主幹 高橋 博君
議会事務局局長兼監査委員事務局局長
白川 義則君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 白川 義則君
議会事務局主任 倉田 歩実君

議会事務局次長 小野寺 孝也君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和7年松前町議会第4回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和7年松前町議会第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番沼山雄平君、6番福原英夫君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 12月8日、開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日から12月12日までの3日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第6号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第6号、専決処分報告についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) おはようございます。

ただ今議題となりました、報告第6号、専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。

当該専決処分は、緊急執行を要した、令和7年度松前町一般会計補正予算(第6回)を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

これは、9月2日に発生した落雷により、受変電が停止していた松前中学校の受変電設備について調査を行った結果、原因箇所が判明し、急遽の補正予算が必要となったことから、令和7年9月19日をもって、別紙補正予算の専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、専決処分の内容をご説明申し上げます。1ページ、タブレット上の3ページをご覧ください。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、令和7年9月19日に専決処分したものでございます。

令和7年度松前町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の補正です。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ546万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3千560万5千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは、歳出からです。7ページ、タブレット上の9ページをご覧ください。

3. 歳出です。10款3項1目学校管理費で、546万7千円の追加計上です。14節松前中学校受変電設備改修工事請負費で、546万7千円の計上です。これは、9月2日に発生した落雷により、松前中学校の受変電設備が停止したことから、その復旧に係る費用の計上です。以上が歳出です。

次に、歳入です。6ページ、タブレット上の8ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、546万7千円の計上です。これは、歳出額に対しての財源調整によるものです。以上が歳入です。

2ページ、タブレット上の4ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正で歳入です。歳入合計が、補正前の額71億3千13万8千円に、補正額546万7千円を追加し、補正後の額を71億3千560万5千円にするものでございます。

3ページ、タブレット上の5ページです。歳出です。歳出合計につきましても、歳入同様補正前の額に、補正額546万7千円を追加し、補正後の額を71億3千560万5千円にするものでございます。

以上で、報告第6号、専決処分報告、令和7年度松前町一般会計補正予算(第6回)の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

報告第6号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第6号は承認することに決定致しました。

◎一般質問

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、一般質問を行います。
既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

1 番齋木良太君。

○1 番(齋木良太君) まず、このたび8日の日におきた地震により被災された方、皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

改めまして、皆様おはようございます。

通告を大分前に私出しておりまして、その間、担当課ともお話しさせていただいたりもしたんですけども、実際に地震がおきてしまいました。私も予期せぬ事態であります。

少しく松前町の地域防災計画が改定されましたけれども、そのプロセスとか、内容とかもちょっと細かく今回は本当はお話したかったですけれども、やはり町民の方々気になってる部分は、今大丈夫なのかっていうところだと思いますので、少し、事前に話した内容とは変わってくると思うんですけども、通告内容とははずれないようにしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

そうした中でですね、やはり私達町民、情報が今回あまりございません。まず、町長今回の地震の被害報告、町内の人的であるとか、建物の被害なかったのかどうかっていうところ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) おはようございます。

今般の北海道・三陸沖地震に関しましては、町内での被害等は、町の施設も含めまして、そしてまた人的な被害も含め、これも報告は受けておりません。今回は何もなかったというふうに私どもはおさえております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1 番齋木君。

○1 番(齋木良太君) 被害がなかったということで、安心するところであります。そうした中、災害に関しては一般質問が何回も行われてきております。その中で備蓄に関してのお話が多々挙がってたと思います。

その中で町長の方は備蓄、備えをですね、住民の方をお願いしたいということをおっしゃってたと思います。3日間ほどの食料であるとか、そういうのをお願いしたいとお話してたと思うんですけども、その考えは、そのまんまであるのか。今、この後発地震への備えが必要だと思いますので、今、こう中学生とか傍聴に来てもらってる、口コミを広げていく必要もあると思いますし、せつかく YouTube で流れると思いますので、町民の

方見てると思いますので、備えへの訴えとか何かあるようでしたら、この場でお願いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、備蓄に関しましては町がすべきものは町がします。ただ、これは町だけでも駄目です。それで一番大事なのは、やはり一人一人が3日間程度の備蓄品を備えて、そしてまた、避難の時にはそれを持参するというような行動をとっていただきたいと。

今回の後発地震注意情報の関係ですけれど、これに関しましてもテレビ等でもやっておりますが、普段持って歩かないような、例えばマイナンバーカードとか、そういうものも持参しながら日常の行動をとってほしい。これ、いつ発生するかわからない、どの場所からならないかわからないというような状況でございますので、それぞれ貴重品類も、できればこの注意情報が収まるまでは、日常的に持参するような心がけをしていただいて、取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) ありがとうございます。個々備えを万端にして、日々緊張感を持続させることは難しいですけれども、生活をですね、持続できるようにしていきたいなと思うところでもありますけれども、その中でちょっと、私薬剤師でありますので、一つアナウンスじゃないんですけれども、付け加えさせていただきますと、しっかりお薬手帳をですね、町民の方、町長がおっしゃったマイナンバーカードのように携帯していただきたいなというふうに思います。

災害時ですね、処方箋がなくてもお薬手帳をもとに薬を受け取れる、薬剤師の判断で行える可能性などもありますので、その点はしっかりアナウンスなどもお願いしたいなと思いますし、実は、医薬品なんですけれども、昨日、朝入ってきませんでした、松前町に。

函館の物流が止まってしまいましたので、宅配便で松前町は薬が入ってきます。そうなんです、函館の方が被害があれば、松前町には入ってこない状況になりますので、住民の方にはしっかりですね、備蓄品と一緒に薬の方も3日から1週間くらいは一緒に携帯していただきたいと思いますので、この場を借りてアナウンスさせていただきたいなというふうに思います。

その中で、医薬品の備蓄に関して、まず質問させていただきたいと思います。改訂された計画書の168ページにですね、医薬品等の確保について書いております。その中に、町は医療救護活動に必要な医薬品、医療費機材、暖房用燃料等について、備蓄薬品等の活用または業者からの調達により確保すると書いております。その中、備蓄品はしっかりできてるんでしょうか。私、昨日聞いたところによると、2週間分と聞きました。病院に2週間、それは入院患者の2週間分だそうです。町長、これ足りてるんでしょうか。

またですね、これは、平時からしっかり備えなければいけないと思うんですけれども、他町の計画などを見ると、町内の医薬品業者、薬局に協力を要請しながらという計画を立ててるところもあります。私は、関係者ですけれども、この辺の話は一切聞いたことがないんですけれども、この備えっていうのは十分でしょうか。ご答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 齋木議員おっしゃるとおりでして、テレビ等でも、私どももやはり毎日のように普及するそれぞれもらう薬、こういうものも、できれば外出の際には、いつ避難しなければならないかわからないので、できるだけ携行していただきたいというような、日常の買い物にでもそういう行動をとすることは国の方でもPRしてますし、私ども

もししっかりPRしていきたいと思います。

それで、今の薬品の関係ですけれど、やはり町民それぞれ、一人一人様々な必要とする薬は違うと思います。これを全て町の方であらかじめ準備するというものも、使用期限というものもあるものですから、難しい部分もあろうかと思いますが、簡単な外傷のものとかは、そういうものは多分準備できてるでしょうし、今おっしゃったように町立病院で持っている部分、それだけでは決して間に合いません。そういう意味からもしっかりと町内の薬局なり、そういうところと連携を図っていけるように取り組んで、積極的に取り組んでまいりたいと思いますし、そういう連絡はスムーズにできるように、力を合わせて連携関係を強化していきたいと考えております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) この部分に関しては、やはりちょっとよ平時からの備えが足りなかったと思いますし、そのような答弁だったというふうに私は捉えました。

その中ですね、全ての医薬品を揃えることはできないというお話でしたけれども、日本災害医学会のホームページなどにですね、災害時ですね、超急性期における必須医薬品リスト、使いやすい医薬品がリストアップされているものなどあります。そういうものを基にですね、町立病院電子カルテ導入されてますので、主要薬品の使用量などは調べれると思います。それを基にドクターなどとこれだけは備蓄しておこうとか、そういう話し合いは、今まさにこれ待機中でありまして、待機中と言うか、備えを行ってる最中でありまして、速やかにですね、お願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 大変良い参考となるアドバイス、ありがとうございます。一応私も、専門分野ではない部分ありますので、これは専門の方々、病院等も協議を重ね、長い時間はかからないと思いますので、何ができるのか、すぐできるものにはすぐ対応するというような形で関係者、関係機関、薬局も含めまして、皆さんの参考となるご意見を踏まえて、早期に対応できるものは早期に対応するという事で進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 物流が止まってしまうと、本当に松前、3日くらい入ってこない状況があると思いますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

次にですね、今朝の北海道新聞に交通渋滞の話が載っておりました。これも計画書の310ページであります、運転者のとるべき行動という項目があります。その中にですね、避難のために車を使用しないことというふうに書いてあるんですけども、町長どうでしょうか、高齢化の進んでる松前町において、車を使用しない避難っていうのはなかなか考えられないのではないかと思います。

車を利用する人も多いのではないかとということが予想されるんですけども、例えば、私は豊岡に住んでおりますけれども、豊岡に避難される方、下の朝日から福山の方あたりまでいらっしゃると思います。豊岡に上ってくる道が渋滞する可能性はないでしょうか。避難所が設置されておりますけれども、車をどういうふうに誘導するかというシミュレーションを行っておかないと、事態が、このような事態が予想されるように私は思うんですけども、その辺の対応っていうのは、今進めておられるでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 今現状の中では、私どもは基本車の移動は渋滞も考えられる。南西沖地震の、奥尻の地震の時もそうなんですけれど、そういう事態があるということで、基

本は歩いて避難してくださいと。

ただ、その時の津波、これ地震の津波を想定してます、高台避難ということで。そういう場合においても、大津波警報なのか、津波警報なのか、注意報なのか。この状況によって、それぞれ皆さん活用方法は変わってくると思います。

ですから先般の、その前にあったカムチャツカの地震、津波警報等を参考に、やはり避難所までの、避難所での車の誘導等に取り組んで、今回はスムーズに行ったという町の、自治体の名前も聞いております。たまたま、今回私どもの方は注意報が、住宅のある場所には注意報も出ずにきておりますが、きちんとその辺もずっと全ての道路に配置することは難しいかもしれません、その経路全てに。ただ、避難したところの場所の駐車場の管理とか、そういうものが、どういうところとができるのかとかっていうことは、しっかりと私ども考えながら。

ただ、職員が全てその場所に、町民よりも先に到達できるかということも、また一つの方法として。発生する時間帯によっては町民の方が後になる場合もございますので、そういうものも含めれば、やはり基本は歩いて行ってください。ただ、やはり使えない人もいます。

そして松前町の場合は、海の方から避難所までが相当距離があるというところでも、少ないと私は考えております。近く近くに避難路がありますので、ただ、それだけで甘えずに、やはり大勢の、多くの自動車とかが来た時の対応の仕方も、これ想定しながら私どもは取り組んでいかなきゃならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 私も災害に関しては素人でありまして、こういった研修をあまり受けたこともございませんので、そして、対応などに関しても、こういう質問に方針を変えたのが昨晚であるので、付け焼き刃の質問になってるんですけども、やはり平時からの備えていうか、アナウンスなども含めてやっていかないことには、やっぱり住民が困るなと思いましたので、計画書はできてますけれども、やはり今回の渋滞に対する対応とか、そういうのは見えてきませんでしたので、やはり二次的な混乱っていうのが一番困るのかなというふうに思いますので、町長の答弁っていうのは理解は致しますけども、致します。

更に住民の二次的な混乱を招かないように、移動のシミュレーション、または車どこに停めるのかとか含めてですね、進めて行っていただきたいなというふうに、お願いをこれはしたいなと思います。

次にですね、別の質問なんですけれども、避難所まで行けたとします。ただ、杖歩行の方であるとか車椅子の方、そういう方もいらっしゃると思います。避難所の段差を上げられるのか、これは共助をもって、助け合って避難所に上がっていただくという方針があるとは思いますが、やはり支援を要する方より援助する方のほうが松前町、少ないのではないかと。要配慮者リストとかそういうのがありますけれども、明らかにですね、マンパワーが時期によっては足りない。お盆であるとか、年末年始は帰省してる若い方達もいて助けてくれるかもしれませんが、まさに今回のような時期であれば、なかなか段差への対応は難しいのではないかと思います。

そうした中、一般質問で勇谷議員が言うておられました、段差への対応も必要ではないかと、ぼそっと一言言うておられました。私もそう思います。

そうした中、やっぱり改修を行うのは難しいと思いますので、私は簡易スロープを町として保有していただけないかというふうに思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 要支援者の簡易スロープ等の設置でございます。確かに現状、今新たに設置するところとか、公共的なもの、町営住宅もそうですし、また様々なところ。これはもう、スロープも当然当初から設置するものとして取り組んでおります。

ただ、やはりまだまだ付いていないところがたくさんあります。そういったところも、やはり徐々にではありますが、きちんとそういう補助的なものがきちんとできるような形で進めてまいりたいと思いますが、限られた財源の中で大規模な改修が必要とする場所もありますので、ここは計画的に、今何ができるのか、そして、それが財政的にもちゃんと持ちこたえられるのか、様々なところを見ながら、これは確実に進めて行かなければならないと思っております。

防災の備蓄品もそうなんですけれども、やはり必要なものはきちんと手立てし、何を急ぐのか判断しながらこれは進めてまいりたいと、少しでも町民の方々が安心できるような防災対策となるよう、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 財政の面に関しては理解しておりますし、限られた中でしっかり準備していただきたいなというふうに思うんですけれども、一つその備蓄品の購入の計画性について、少し私は疑問思っております。

前回の一般質問、別の方の一般質問の中で、感染対策としてコロナウイルスの抗原キットを有したというお話ありましたけれども、えっと思いました。感染対策にコロナの抗原キット、発熱した人が使うとします、じゃあ陰性でした、じゃあインフルエンザのところはどうするんですかとか、どのようにこれマニュアルとして運用するのかっていう、感染対策として抗原キットを利活用するっていうのは、被災直後においては、そんなに聞いたことがないので、ここに計画性があったのかどうかっていうところも、ちょっと疑問がありますので、少しでも、どちらかといえば避難所に入れる、こういう簡易スロープとか、そういうところに目線を少し移していただいて、より利活用できるっていうか、町民のためになるような備蓄品の購入、計画的な購入をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 現状、必要なものが資機材含め、先ほどの薬品含めて、全て揃っている状況ではございません。その時その時の状況によって、やはり少しでも心配な部分を解消していきたいと。

コロナのキットに関しましても、ちょうどコロナ禍で、皆さんがすごい咳ひとつしてもコロナじゃないかとか、インフルじゃないかとか、様々な見解が出てきます。やはり、そういった方に少しでも不安をなくすように、確かにどれが急ぐのか、全て急ぐんです。全て急ぐんですけれど、少しでも不安をなくして、咳した人がそこで安心して、周りにも大丈夫だよって、この人はそういうようなものじゃないよというようなですね、安心をしてその避難所でいれるというようなことでの考えで導入致しました。

決して、それだけを全てこれかもずっと押し進めるというつもりでもございませんし、その時その時の状況によっても、また今足りないものがたくさん、全く準備してないものもたくさんあります。そういった中でのやはり優先度を考えながら、これからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) あまりこの件を議論するつもりはないんですけども、その時の風評被害とかっていうお話ってということだと思いますので、一つコロナが懸念されたから購入したってということだと思いますので、その時の状況が、状況があったということで、理解はしたいと思いますが、感染対策という言葉を使ってこれを購入したってというのは、少し、いささかおかしいですので、その点だけのご理解、逆にさせていただきたいなと思いますので。

今後の感染対策に必要なものとしては、やはり消毒剤であるとか、トイレの衛生を保つためのそういうものをするとか、感染性胃腸炎とインフルエンザとかがはやると言われていますので、そういうところですね、少し一般的な感染対策として備蓄するのであれば、そういうふうにしていただきたいなというふうにお願ひして、町長の答弁を理解したいと思います。

次の点について、お伺い致します。やはり、今のこの時期、避難所に行ってもやはり寒さが懸念されるところであります。これは計画書の191ページに、町長は町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるであるとか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油燃料確保に努めるということが載っていたりだとか、192ページには平時の取組として、重要施設等に関わる燃料タンクの規格など、必要な情報を整理し、北海道石油協会であるとか、関係各所と共有するとともに、重要施設等管理者や担当者に対して、災害時の燃料供給養成窓口や手順等を周知すると載っております。

今、この段階において、そこはしっかり周知できているのか。また、燃料タンクなどそういう規格、また燃料の確保に関して懸念はないのかってところを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 燃料の確保については、様々な観点から、これは確実にっております。

それで、まず2011年の災害の際にも、東北地方での災害の際にもきちんと給油所の方と連携をとって、緊急車両用のガソリン、油等は確保するようにできておりました。その分、民間、町民の方々等が必要とするガソリン等については、申し訳ないんですけど、給油制限とか、それらのものをしていただきながら。

ただ、これも電気、停電でしたんで、手回しで給油できるとか、そういう装置のあるところと、きちんと連携をとって対応したという経緯もございますので、この辺のところに関しては、今後もやっていきたいと思ひますし、様々なオイルタンク等、そういうものが大きく準備されているところに関しましては、これも基準がだんだんだんだん、やはりそういう震災とか、大地震に向けての改修、様々なものが法改正等の中で進めておりますので、そういう部分に関しましても消防署等と一体になって、いろいろとその辺の確認をとっていききたいですし、所有している方にはその管理に対する徹底を、またお願いしていきたいというふうにご考慮しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 燃料に関しては安心して、町民達も今の町長の答弁でできると思ひます。

それで、やはり災害時、町長もおっしゃったように我慢していただいたという、町民の方にですね、ありましたし、計画の中には町民の責務として満タン給油に努めるような、すみません、何ページかわかんないですけど書いてあったように思ひます。やはり平時か

らそのようなアナウンスをしたりであるとか、災害時にやはりそういう緊急車両であるとか、道路警戒するための重機を優先的な給油が必要になると思いますので、なるべく並ばないようにであるとか、そういう情報のアナウンスをお願いしたいなというふうに思います。それで、この質問は終わりにします。

寒さへの対策、暖房器具とかも大丈夫ということで、いいですね。では、この点に関しては町民の方も安心すると思います。

そして、次にあれですね、本当は要配慮者について、ちょっと深く話したいんですけども、それは、今回はやめておきます。今回はですね、要配慮者とか、高齢者が行くであろう福祉避難所について、ちょっとお伺いしたいなと思います。これも計画の中に入っていますので、通告とはあまりはずれないなというふうに思いますので、ちょっと質問させていただきます。

松前町は、特別養護老人ホーム南殿荘が福祉避難所となっております。ただですね、私少し前にお話をちょっと聞きに行ったことがあってですね、施設内での大雨、洪水の時における少し懸念があるということでしたので、それは建設水道課の方にお話しに行って、もしかしたら施設側の方にも、町道から入ってくる場合というお話だったんですけども、もしかしたら施設内の方の問題かもしれないから、調べていっていただくというお話で、それは対応していただいているふうに思います。

そしてですね、もしこれ開設となった時の話し合いを、町と全くしてないというふうに聞いてるんですけども、協定を締結したのは平成27年3月30日であります。その協定の中にはですね、福祉避難所としての開設要請であるとか、要配慮者の受入要請、また必要な物資は甲乙、松前町とそこの特別養護老人ホームがですね、相互に協力して確保するとあるんですけども、今現在、その話はしっかりしてるんでしょうか。担当課でもよろしいんですけども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時35分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

町長。

○町長(若佐智弘君) これまでも、福祉避難所ということで開設等を進めてきた現実がございます。ただ、今担当の方に聞きますと、その時の災害の原因、こういうものを一つ一つ把握して、それに見合ったものでどのようなものが必要なのかということを、その時に協議して、開設ということで進めてるというのが現状の中でございます。

そういった中で、やはり必要なもの、食料品とかですね、そういうものを個々具体的に協議をしながら、その都度その都度協定に基づいて進めているという現状の状況でございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) その都度その都度検討、話し合いをすることというお話ですけども、今現在その都度だと思っておりますけれども、昨日今日と何か施設と話はしてるんでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 今回の昨日今日の段階では、町内一応津波注意報何も出てない状況

ですので、今回に関しては今避難を必要とするところもなかったものですから、打ち合わせはしてございません。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 今、その状況になってないのでしてないというお話ですけれども、状況になる可能性が高い時だと思います。その準備はしなければいけないのではないかと思いますので、これは指示出してやっていただいた方が私はいいのではないかと。該当する方、松前町たくさんいらっしゃるのではないかと思います。もし大津波となれば、高齢者住宅、グループホーム、そういう津波の被害が受ける可能性があるところに立地しております。町長、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに齋木議員おっしゃるとおりです。今、後発地震の注意情報出ております。その辺も踏まえて、早速協議は進めて行きたいと思います。

ただ、今回のやつは太平洋岸でございます。こういうふうにと考えると、松前町民が住んでいる日本海側の方が少ないのかっていうのは考えますが、ただ注意報、警報、津波のこの可能性はあります。そういうものも踏まえて福祉施設の方とも、福祉避難所についての開設手段等は再確認をとりながら、協定に基づいて進めてまいります。ご指摘ありがとうございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) ぜひ、よろしくお願ひしたいなと思います。今までそういうふう設置した経験がないので、施設側もきつとどういう手順で開設することになるのかとか、様々不安もあるのではないかと思います。協定を結んでしまってるためにですね。もし、本当可能性は低いっていうことではあるかもしれませんが、しっかりですね、やっていただきたいと思ひますし、副町長が大雨の時に避難したというお話を個人的にも少し、内容をお伺ひした中で、やはり暑さってところが大変だというお話を聞きました。

今回は暑さはないですけれども、私は、特別養護老人ホームに聞きに行った時にはですね、発電機の問題で、夏場は、やはりエアコンが使える状況にはないので、もし停電とかになったら、そういう問題も少し抱えているようであります。ぜひ、今回のこういうものが過ぎたら、そういう辺りも施設側として不安を抱えてると思ひますので、これは町民が困ることありますので、しっかりその対応の準備っていうのはお願ひしたいと思ひますし。これはまた一つ確認していただきたいことなんですけれども、平成27年6月付けですね、福祉避難所設置運営マニュアルというものが、そこの協定を結んだところに渡されたらしいんですけれども、それは、(暫定)というものらしいです。

暫定のものが渡されたきり、要はマニュアルがないそうです。だからどうなってるか、きつと今現在もわからないし、困ってる状況にあると思ひますので、この点に関してもししっかりとお願ひしたいと思ひしておりますし。また、一応1箇所だけ今避難所を、福祉避難所を協定として結んでると思ひますけれども、そこの受け入れのキャパが追いつかない場合の、次の対応ってところを考えておかなければいけないと思ひますので、その点も合わせてお願ひしたいなというふうにお願ひしますし、その対応も必要だと思ひますが、町長、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 過去にも福祉避難所として、実際何人か避難したこともございます。ただ、私も申し訳ございません、運営マニュアルは暫定のものであったとか、ちょっとそういう認識ございませんでした。今までも開いたことがあるので、ある程度協定に基づい

てできてるのかなと思っておりますが、思っておりましたが、そうでないということが今お話をお伺い致しましたので、その協定運営マニュアル、その他諸々も受ける側の心配も当然ありますので、きちんとその辺のところは現場ともお話をさせていただいて、どういう課題を持ってるのか、心配な部分は何なのか、きちんと協議をしながら、少しでも安心して、そこに勤める方々も運営できるようにしていきたいと思えます。

今、ちょっとアドバイスがありまして、基本マニュアルは、南殿荘の方がつくって、それに対して町が助言するという、多分町の助言のその姿すらできていないのかなと思ったりもしますので、これは、どちらが主だったかという、そういう問題ではなく、きちんと協定に基づいてお話をして、つくりあげていきたいというふうに考えます。

それで、やはりおっしゃるとおり、それを活用するのが町民がメインになろうかと思えます。町外からでもそういう方がいらっしゃって、必要であれば、当然そういう方も対象者になりますし、少しでも不安なく避難できるように取り組んでまいりたいと思えますので、これからはいろいろと専門的な観点からもお話ありましたら、ぜひご指導いただければと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) マニュアルの部分ですが、下に松前町と書いてありましたので、施設側も町の方がというふうに思っていると思うんです。なので、ここはしっかり話して、協定自体は結んで終わりではないと思えますので、しっかり話して相互に、BCPとかそういうのは、あちらの方でも用意はしているとは思いますが、しっかり、含めてわかんないこともあると思えますので、お願いしたいなというふうに思えます。

私、ここにいろいろ指摘させていただきましたけれども、被害がなければ、それが一番でありますし、被害がないように今から準備していただきたいなと思えます。そして、町民の不安もない生活できるようにしていただきたいというのが、一番でありますので、私がちょっと気付いた点を今回はご指摘というか、質問させていただきました。

やはり、最後にちょっと計画書について、一言だけお話させていただきたいと思うんですけれども、ざっと見た感じですね、やはり努める、努める努めると書いてあるんですね。努めるって努力するけど、最終的にどうなのと。

平時は努めてもらえればいいですけれども、いざとなった時、努めてなかったら困るものもあると思えます。多分、そのこの仕分けができてないんじゃないのかなと思えます。111ページなど見てもらおうと、今言いませんけれども、何でこんなものが書いてあるのかなと。おそらく委託による弊害なんだと思うんですけれども、チェックしきれてない、きっと当町は該当しないというふうに書かなければいけないと思うんですけれども、残ってたりとかもします。

一度ですね、落ち着いた頃にこの改訂に関して、もう一度精査していただいた方がいいと思えますのでお願いしたいんですけども、町長、いかがですか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、町の方で計画的に、努めるっていうのは、やらなくてもいいよじゃなくて、最大限のやる努力をしましょうということで。ですから、しなければならぬになると、財源とか言ってられなくてやらなきゃならなくなると。だから、そういった中でやはり確実にこの避難所、災害から町民の命を守る、財産を守る。そのために何ができるのか、これきちんと。

そしてまたご指摘ありましたとおり、防災計画、そういった中でも確かに北海道全般だったと言えりけど、これは松前町には該当するのとおっしゃりたくなる部分も確かにご

ざいます。そういった部分を、一つ一つやはりもう一度点検していかなきゃならないというふうに考えております。

そしてまた、その都度、国、北海道も実際の、例えば今回も改正にあたっては能登半島の地震、こういったものを参考にしています。現実起きてみて、はっきりとわかる対応策も踏まえながらやっていかなければならないので、その辺のところは確実に進めて行きたいと思います。

一度には、ここまでで良いというそういう限界はありません。けど、やはり確実に進めて行かなければならないので、皆様のご意見も伺いながら、それぞれ、人それぞれ要望するものも違うと思いますので、その辺のところは進めて行きたいと思います。

そして、ちょっと一つ訂正させてください。先ほどマニュアル、南殿荘がつくると言いました、これ、私の間違いでございました。申し訳ございません。

これは、両者でつくるということになっております。ですから、やはりそれは主となって、町の方から声かけをして、受け入れをしてくださる南殿荘さんの方にお話をして、一緒になってつくっていくと。それぞれの状況を踏まえながらマニュアルをつくっていくと、こういうふうにあるべきだということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) ありがとうございます。やはり、協定を結んで終わりじゃなく、共に被害が出ないように歩まなければいけないということだと思いますので、このマニュアルがそういうことを示してくれていると思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

最大限努力していただくということでもありますので、こういうマニュアル、いつまでの期限だっていうものもね、設定はなくつくられておるものであります。そうした中で、やっぱり期限を決めてやってほしいという部分も、言いたい部分とかありますけれども、それをやってしまうと、また追跡とかで大変になるというか、本当はするべきなのかもしれませんが、しっかりピックアップしてですね、精査していただき、松前町に被害がないようお願いしたいなという言葉を通じて、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時47分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

次に、5番沼山雄平君。

○5番(沼山雄平君) それでは、通告に従いまして、福祉灯油等の助成事業の対象要件の見直しについて、質問させていただきます。

松前町福祉灯油等の助成に関する条例が、平成24年11月1日から施行されています。この条例では、単身世帯、または世帯全員が70歳以上の世帯、また障害者世帯、ひとり親世帯で、それぞれ前年度中の世帯合計収入が90万円以下の世帯に暖房費の一部として、1万円を助成するというものです。

令和3年度から令和6年度までは、灯油価格の高騰によって特例措置として5千円増額し、1万5千円助成されています。

この条例は、経済的負担の軽減と福祉の向上に資するという目的として制定され、現在まで運用されています。

しかし、制定から13年経過した現在、社会情勢や物価は大きく変化しています。灯油のみならず、食料品などの生活費全般が高騰し、特に低所得の高齢者には深刻な負担となっていると思われます。

こうした現代の社会情勢を見ると、当時の所得要件や助成額のままでは、十分な負担軽減の効果を発揮しているとは言いがたいと考えています。町長は制定当時と現在の経済状況の変化をどう捉えているか、認識を伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) ご答弁させていただきます。福祉灯油制度につきましては、低所得者世帯の暖房費負担を軽減する、重要な施策の一つであるというふうに考えております。

令和3年度から、現状灯油価格の高騰が続いておりまして、各家庭の負担はこの5年間続いております。この長期化の影響は非常に大きいものと考えております。

そしてまた、そういう中であって国の方針、そしてまた財源確保を踏まえ、燃料単価の動向に注視し、そして福祉灯油制度の見直しをその都度行いながら、事業を実施してまいりました。

平成24年度における当初の、この時の灯油の単価は90円程度で、それで当時は1万円の助成で、大体110リットルくらいは購入可能であったというふうに考えております。そして、本年12月の現状の単価では、町内では単価は126円、そういった中で、差額は36円ってことで、30%当初より上がっております。1.3倍というすごい上昇率でございます。

そしてまた、この燃料単価が上昇しはじめました令和3年度以降、この助成額にその都度議会の方の議決をいただきながら、5千円を増額し、1万円を1万5千円にして、1.5倍としたところでございます。これも大体100リットルは補助できるよという考えのもとで、今まで取り組んできたものでございます。現状、当初の時と今とでは変わってる部分もございまして、その都度、こちらの方で対応できるものは対応しながら、また今議会にも提案させていただいておりますので、そういう考えで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 町長から様々な説明ありましたが、現状の経済状況は、非常に厳しいものであるという町長の認識でよろしいですか。

こうした社会情勢の中では、もう一度福祉向上に資するという原点に立ち戻りながらですね、しっかりと行政というものを進めてもらいたいというふうに思っています。

制定時の、さっき町長から話ありましたが、制定時の24年、平成24年11月当時の灯油、確かにおっしゃるとおりで1リッターあたり、これは北海道消費者協会の記録によると税込小売価格1リッターあたりで92.37円。そして、本年、令和7年の11月現在で函館市の調査によると税込平均価格は、133.85円。さっき町長が言った数字よりも随分開きある。これ、契約の仕方によって様々上下あるのかなと思っています。ただ、函館市の調査によると、133.85円ということで、大幅に上昇している。

こうした助成事業の開始から1万円ですときたわけですが、1万円で買える灯油の量は、108.26リッター。現在では、74.73リッターということなんです。

これも、さっき町長の方が先に言われたんですが、令和3年度から5千円増額する、これは非常に評価しています。ただ、ずっとこれまでの実績の評価を見ますと、平均して2

00世帯なんです。200世帯の方に5千円分の増額して1万5千円という考えで進めたと思うんですが、私はもう一つの考えあってもいいんじゃないかなって感じがします。

というのは、200人の方に5千円増額して1万5千円にするのと、それから、その分あると、あと100世帯に1万円配ることできるんですよ。これを時のリーダーの考えですから、どっちが正解でどっちが違うということも申し上げられませんが、こうした選択肢もあったのではないかなと思います。やはり、現町長においてはですね、もう少し所得層の、低所得層の高齢者世帯に届けてもらいたいなと思っているんです。

この事業、令和6年度の実績を見ますと、高齢者世帯189件なってます。これは、申請があつて助成された数字です。ひとり親世帯は0件、障害者世帯で1件でした。とりわけ、高齢者世帯では、平成25年度から令和6年度までの12年間、どうして25年なんだと言われますが、平成24年のデータが見つかりませんでしたので、25年からの令和6年までの12年間とさせていただいたわけですが、この実績を見ると、この12年間の流れを見ますとですね、対象者数、実績数、共に緩やかでありますけれども減少傾向にあります。対象世帯が200世帯を下回ったのは一度だけ、これは令和6年度の198世帯でした。

こうした状況を見ると、対象が狭くなっているのではないかと見ています。この件に関しては、私も決算委員会などで何度か質疑して、町長、いつ動くかなというふうな思いで見守っていましたが、これまで何の動きもございませんでしたので、今日、こうして質問させていただいている次第でございます。

改めて町長に伺いますが、条例制定当時の福祉の向上の観点から、現行のままで良いのか、それとも見直しや調整の検討を行う考えがあるのか、その考えをちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず当初、この制度をつくった時には100リットルというものが始めにございました。それでだんだん、今もこの金額に変えてきた時にも、大体その100リットルを目処に進めてきたところでございます。

現状、今の社会情勢を見ますと、様々なものが高騰しております。そういった中で、低収入者の方々が本当に大変な思いをされてると思います。そういった中であって、そういう低所得者の対策をどうあるかということで、いろいろ取り組んでおります。私どもそういうものを財源にしながら、いろいろ進めてまいりたいと思っておりますし、今の現状の中を見ると、灯油に限らず、先ほども言いましたように様々なものが高騰しておる中で、やはりその対象をどこまで、対象の見直しを考えるつもりはないかというお話ですが、十分、その辺のところも私どもは検討していかなきゃならないのかなと思っております。

また、その年その年では、国もこれらの対策に大きく取り組んでるのもございますし、私どもこの時期、いつも福祉灯油のことを提案させていただいておりますので、そういう国の動向、北海道の動向、様々な情報を加味しながら、こういうものも、対象範囲の拡充も考えられないか、これは十分検討の余地はあると考えておりますので、そういうものも今後、次年度以降は考えていきたいというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時15分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 先ほどの町長の答弁では、今後も見直しや、調整の検討を行う考えはあるという旨の答弁だったかと思います。やはりですね、先ほども申し上げましたが、もう少し対象範囲を広げるという方策を考えても良いのではないかと思います。

そこでですが、近隣自治体はどういうふうな制度、どういう型付けしてるのかと思いついて、ちょっと調べてみましたので、ちょっと四つの町を紹介したいと思います、これ渡島管内です。長万部町と森町、七飯町と木古内町です。

長万部町はですね、75歳以上の世帯で住民税非課税で、この収入要件がですね、松前町よりも60万高い150万で、そして支給額は1万円です。

森町にいまして70歳以上、松前町と一緒にです。そして、住民税非課税の世帯に収入要件はありません。収入要件なしで、住民税非課税のところに助成すると。その支給、どういうふうな手法とってるかと言いますと、助成券として60リッター分を配布してるということです。ですので、今の換算すると、約7千800円前後かなというふうに思います。灯油以外のオール電化などの電気に関しては、それ相当分の今の金額で給付している、助成券としてやっているようです。

また七飯町、ここは松前町よりも5歳若く65歳以上の非課税世帯、住民税非課税世帯に、ここも収入要件なしで、大幅に広げたもので実施しています。支給額は5千円のアップ商品券配布しているということです。

そして木古内町、ここは松前町よりもやはり5歳若く、65歳以上の住民税非課税世帯、そして収入要件がですね、1人世帯でもって95万円、そして2人以上の世帯で140万以下の世帯に対して、2万円を給付するというものです。

松前町に関しては最初申し上げたとおり、70歳以上の世帯で住民税非課税で、収入要件90万、そして1万円の助成、今5千円アップしてますけど、そんな状況です。

こうした各町の状況見ますとですね、収入要件を設けなくてより多くの高齢者に届けたいという方策と、ある程度収入ラインを設けて額を上げて助成していくという考えが見えてきています。確かに、両方良いところだけとれば一番いいんでしょうけども、現実的にはそうはいかない。限りある予算の中から難しい選択であるというふうに思っています。やはり、今は絞込むというよりも、この物価高の中では、対象を広げるという方向に転換すべきではないかと考えています。

現下の物価高騰は、日常生活を直撃しています。例えばですね、スーパーに行って7千円8千円買い物して帰ってくる。冷蔵庫に片付けて終わってみると、えっ、このぐらいしか買ってないのかと頭を抱える人はたくさんいると思っています。

国はですね、手取りを増やすということで、年収の壁103万から160万まで上げました。これはご存じのとおり基礎控除と給与所得控除、これを課税最低限度として160万まで上げております。これによって手取りが増えるというものですけれども、併せて物価高騰対策として減税も打ち出していますが、元々課税対象にならない世帯では、恩恵は限定的なものです。

また暫定税率、ガソリン価格25.1円の軽減を決めていますが、これも歓迎すべきことではありますが、一般消費者のガソリン消費量は35リッター前後と言われてます。果たして町内の70歳以上の方が、どれほどガソリン使うかなど。仮に高齢者の消費量30リッターだとすれば、1月750円程度の軽減です。また、全くこの軽減税率、ガソリンの軽減税率に全く縁のない人もいます。免許も返納した、車もない、だとすれば、今こ

うしたことを申し上げたようにですね、低所得の高齢者には極めて恩恵が薄いと言わざるを得ない状況です。

町長ですね、物価高騰の最も影響を受けやすいのは、低所得の高齢者世帯です。ここはもっと光を与えるべきと考えています。先ほど言いました、何回も他町のこと紹介しましたけれども、収入90万円よりは少し上回った世帯にも支援が届くように、福祉灯油を対象とする収入要件を改めるべきではないかと思っています。

町長、私ここではですね、具体的な数字挙げさせてもらいます。これは、先ほどの長万部や木古内町の所得要件を参考にしながら、でも、そこまでいくとあまりにもちょっと乱暴なので、90万以下から130万以下辺りまで、または140万以下辺りまで見直しませんか。強く私思ってるんですね。

やはり、もうそろそろ町長の動き見してもらいたい、見直しませんか。町長、考えお示してください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 大変貴重な資料、ありがとうございます。確かに、今お話の中にもありましたように、国としても様々な税制改正、こういうものに取り組んでおります。所得に関しても控除等で、また所得要件等をまた見直すという、国の動きもあります。そういった中で、非課税世帯全てを対象がいいのか、それとも非課税ではなくて収入を要件とした方がいいのか、様々な考えがあろうかと思えます。

そういった中で、私は縮小は、範囲の縮小は、これはもうあり得ないと思っておりますので、この後、見直しに取り組む場合は、その要件を緩和して、拡充するというふうになるというふうに私は考えております。

ただ、そういった中で、今国のそういう税制改正とか様々な所得の要件とかを鑑みて、そういった中で、当町ではどの程度の方が助かるのか、該当するのか。しっかりその辺も見極めながら、財源の手立てをどうするか。この辺も踏まえながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) ぜひ、最善の方策を考えていただきたいと思っています。

過去13年間で、一度も見直していない、一度も改正しないということに関して、非常に驚いています。もし、今のこの社会の経済の乱世の中にあって、今見直さなければ15年経っても見直さない、あるいは20年経っても見直さないのかっていう話になると思えます。やはり、時はタイミングが大事ですので、やはり私は今、その時でないかなと思っています。

町長、様々検討したいということでしたけれども、やはり始めは100リッターで給付、助成しているという話ありました。私もね、1万5千円がいいのか、それとも100リッター、または120リッター分として、その時の灯油価格に左右されないようなですね、給付のあり方も検討すべきではないかなというふうに思ってますよ。

それから、木古内方式みたく1人世帯はいくらまで、それから複数世帯では多分灯油も使うだろうということで、その辺の所得要件も上げてもいいんじゃないかなという気がします。ですから、様々ですね、検討をしていただきたいと思っています。

念を押すようですけども、現在の基準を少しでも上げなければ、また届けられるようにしなければですね、この灯油、福祉灯油の狙いがですね、低下する一方だと思っています。

福祉灯油という名の下で、しっかりと福祉の充実を目指すべきだというふうに思ってい

ます。

また、町長、さっきですね、灯油という現物の100リットルとか120とか言いましたけども、やはりこの助成の額を今の5千円、特例措置として上げて1万5千円助成してありますけども、これにしても、今更元に戻れないのではないかなというふうに気しています。ですから毎年毎年特例ではなくて、恒久的な制度として、さっき言った灯油の数量か、それから1万5千円でいくか。もし、1万5千円でいくのであれば、これは恒久的な制度として改めるべきではないかなと思いますけれども、その辺、町長考えお示してください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) この制度が始まりましてから、確かに収入要件も80万円から90万円とかですね、確かに大分前に見直しをかけております。ただ、しばらく間、これを見直しをかけていないのは現実でございます。

そういった中であって、先ほど来お話をしていますように、この後灯油も原油価格等の関係で金額も変動します。そういった中であって、先ほど言ったようにリッター換算がいいのか、金額でいった方がいいのか。そういったものも含めて、先ほど様々な地域のお話もありましたけど、そういった中であって、当町のあり方をきちんと方向性を定め、そしてそれを加味しながら、進めてまいりたいと思っております。

今、各町内の施設等も夏場の暑さ対策で、少しでも健康にということでエアコンの設備等もやっております。これは当然冬の間の暖房もそれと同じ意味合いでございますので、町民が少しでも健康で過ごせるように、このあり方、それを根本から、もう一度議論してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) さっきから町長、検討してまいりたいということだったんですが、町長ですね、令和8年度に向けて、改正してまいりたいという思いはありますか、次年度から。ちょっと一言お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) これまで議論していただいた中では、これはもう令和7年度は、今回も上程しております。これは当然来年度に向けて、これは検討して、そして結論を出していくという考えで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 町長から非常に力強い、令和8年度からという話でございました。

やはり、条例制定から随分経過しています。やはり、その時々で社会情勢に敏感に対応していく柔軟さも必要だと思っております。今回だけでなく、将来にわたってですね、数年後ぐらいの単位で、やはり見直しを行い、精査を行ってより良い福祉行政に努めてもらいたいなと思っております。

北海道、寒さ厳しい時期に入りました。高齢者が安全に暖を取ることは、命に直結する非常に重要な課題です。ぎりぎりの生活の中にはわずかな支援かもしれませんが、そのわずかでも大きく思えることもあるかもしれません。

先ほど町長から令和8年度目指して、令和8年度からという、非常に希望を持てる答弁いただきました。やはり、より多くの世帯に暖かさと安心を届けられることに期待したいと思っております。

最後になりますけども、いよいよ松前町も本格的な寒さ迎える時期になりました。先ほど令和8年度からという力強い言葉いただきました。一足先に町民の心を温めるようですね、福祉行政を力強く進めるという町長の決意、覚悟、お示しいただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 私も公約で住み続けたい町、住み続けて良かった町、住み続けられる町、こういうことを言っております。当然、ここにはこれまで松前町に対する多大な貢献をされてきた高齢者の皆様方、低所得者の皆さんもおられますので、皆さんが安心して住めるまちづくりを目指して突き進んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 次に、4番飯田幸仁君。

○4番(飯田幸仁君) それでは、早速一般質問をさせていただきます。

私は、通告文どおりふるさと納税について、お伺いしたいと思ひます。通告文には、食だけではない、松前の魅力、返礼品の開発をという通告文なんですけども、何か返礼品中心になるのがちょっと怖いので、ふるさと納税のことを、全体についてちょっと聞きたいなというのがあります。なるべく通告文からはそれないようにしたいと思ひます。

ふるさと納税という話を聞いてから、かなり久しい感じがします。今テレビを見てもふるさと納税、インターネットでYouTube見てもコマーシャルにふるさと納税と、ふるさと納税のCMが結構流れてきてまして、各そのふるさと納税を扱っている会社、それぞれ一生懸命活動してて、ふるさと納税の金額が上がってます。

この田舎の、地方の町としてはやはり地方税としては、ちょっと重要なものだなあというふうには思ひますが、ふるさと納税全体で考えると、例えば都市部の人方だと、かえって所得税減ったりとか、いろいろふるさと納税のあり方については、いろいろと賛否あるとは思ひますが、やはり地方としては大事な財源であるかなあという気もしますので、私は今回寄附をしていただくという立場の方から、ちょっと質問してみたいなと思ひておひります。

大きく今日は、二つにわけて質問したいと思ひます。ふるさと納税を松前町がはじめてから去年、あるいは今年までの過去の部分に対する質問と、今年度、来年度から松前町がこの先ふるさと納税をどのように展開していくかという話を、大きく二つに大別して質問したいなと思ひておひりますので、町長、よろしくお願ひ致します。

まず、過去の部分についてお伺いしたいんですけども、当初松前町でふるさと納税を始めた時は、多分今のようにメーカーさんと言ひますか、ふるさと納税を代わりにやってくれるところには多分頼んでなくて、自主的にやってた時期があったと思ひますね。それで、他町村の方がそういったいろんなアプリを使ったりだとか、あるいはそういうメーカーさんと契約して代わりに販売してもらったりっていうのがあって、多少、ちょっと出遅れたっていうイメージがあるんですけど、そのことについて、町長が思ひところをちょっと聞かせてください。よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) ふるさと納税につきましては、今飯田議員おっしゃったとおり、ちょっと過熱気味じゃないかっていうことで、様々な制約、いろいろな条件も変わってきておひります。これに関しましては、私個人的には当初、これはやったもん勝ちだなという感覚でおひりました。けど、やはり本来は違ひであろう。本来は多分国の想定以上のものが返礼品の関係等で出ておひります。やはり、本当にその町を応援したい、そういう思いの人達からの寄附を募るべきだと。こういう意見も多々ありました。

そういった中で、お話ありましたように、当初から、そういういろいろなネット上での

サイトを活用して進んだところは、非常に大きな額をふるさと納税で集めております。そしてまた、そういうところは大きな、様々な地場製品の加工をできるところとか、そして、北海道というイメージに合致したウニ、シャケ、イクラ、カニ、そしてまた今は米もその一つなんですけれど、こういった認識の中でやっているところもあります。

ふるさと納税の一番いいところは、まず売り掛けの損はない、先にお金がかかるということです。ですから、これは私も当時、副町長になった時点からこれもお話はしました。売り掛けの損は全くなく、そして、来たところへ送るという宣伝もこちらでしますよ。

ただ、町内にはそういう大きい加工屋さん、加工屋さんっていうか、そういう事業者もなかったもんですから、そういった中で地道に進めてきているというような現状でございます。

そういった中であって、確かに松前町、今数少ない1億円を超えない町の一つになっておりますので、この辺に関しましては、もう一度、今一度各事業者さん、そして観光物産協会共々お話をしながら、より充実した理解を得られる。そして松前町を応援したいと思えるような、そういう制度の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) 今回の一般質問につきましては、私も総務省とかほか、ふるさと納税についていろいろと、インターネットではありますけども、各部門からいろいろと調べた時に、返礼品の問題じゃなくて、返礼品っていうのはすごく重要なんですけど、返礼品ありきじゃなくて、やはり各自治体だとか、あるいは総務省あたりの本来の主旨みたいなものをいろいろと得ることができたので、非常に勉強になったなと思います。

北海道でいいますと、ランキング出てきました。そのランキングを見たんですけども、ランキングがメインではないんですけども、やはりランキングを実際に目の当たりにするとですね、はあっていう、ちょっとため息出たもんで、いやあ、これまいったなあとは思ってたんですね。多分、自分がまいったなあって思うってことは、町長もまいったなあって思ってる部分もあるんじゃないかなと。

それで、実際に今度は松前町のホームページ見て見たんですけども、令和3年4年5年までは資料がありまして、6年につきましてはきたふるというところの資料の中から、ちょっと探させていただいたんですけど、令和3年は、これ4番の項目になると思うんですが、物産振興等による地域活性化に関する事業っていうのが、多分ふるさと納税かなと思っていて、令和3年は2千900万で、令和4年は4千200万、令和5年が2千900万っていうことで、この令和4年の4千200万は、多分テレビ中継か何かで、松前を紹介してくれた全国放送の影響によるものじゃないかなと思うんですが、大体2千万から3千万くらいだなあというふうに認識しておりました。

それで、とある町ですね、ちょっと松前町と人口だとか、あるいは立地条件が似た町をちょっとのぞかせていただいたところ、平成20年あたりからふるさと納税始めて、その時に350万でした。それが、毎年毎年ちょっとずつ減ってって、平成26年に78万円まで落っこっちゃったみたいなんです。それで、翌年の平成27年を見たら、1千700万に跳ね上がってまして、それから徐々に上がりまして、令和5年では2億576万円という金額になっているのを見ました。

立地条件も、何か海産物なども採れてるものが似てるのに、これだけ違うのかなあっていうふうにちょっと思った部分もありまして、それで今度自分達の町を見た時に、金額変わってないなあっていうのもあったもんですから、それを町長の方にですね、V字回復してる町もあれば、松前の場合はあまり金額も変わらずっていうところもあるので、それに

ついてちょっと検証っていうか、感想聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに様々なところがございます。そういった中で、ある意味、やっぱり松前町は松前漬とか全国的に有名な部分もありますので、それで安定してる部分もございます。

ただ、現状の中で当町では、この返礼品を使えるものですね、使ってやってるのは物産振興に係るこれの事業、地域活性化事業ということでございます。それ以外の桜の里づくり、書のふるさと、そしてまた松前城の保存整備、その他まちづくり。これは、5万円に対した時に特産品を送ってるやり方でございます。

あり方自体もそれでいいのかっていうことも含めて、実は実際松前町にふるさと納税していただいている方の方から、やはりそれはもっと松前町が自由度を持って使えるもの、そして、こういうものに使ったということを報告した方が、寄附した側の考えとしては、実際私達が役に立ってるという思いが強くなるというような、アドバイスというかご意見をいただいたりも最近しております。

そういうところを考えますと、実際どのような使い方、そしてまた、こういうふうにして使わせていただきましたというような報告も含めて、やっぱり根本的なやり方を見直していった方がいいんでないかと、それで、できれば私は1億円を目指していきたいというふうに、今のところは考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) そうですね、今までのこととこれからのことっていうの、はっきり分けた方が、私は話が町民の方もわかりやすいですし、私達もじゃあこれからどうするかっていう、前向きな話していきたいんですけども、そのためにはやはり過去の検証だとか、町長が思っていて、これがまずかったとか、こういうのはちょっとあまり、やはり直すべきだったっていう、そういった点がもしありましたら、教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まずもって、とりあえずふるさと納税の返礼品に関しては、様々な事業者が、また積極的に行ってるところもありますし、事業規模によってこの程度でいいっていうようなところもあります。

私どもの気付かなかったっていうか、普段あまりにも身近にありすぎて、じゃあそれが返礼品になるのかですね、いろんなそういう部分もございます。そういったところでいろんな機会をつくって、様々なお話をさしてきていただいておりますし、それに向けて、こういうものでもいいんでないかっていうようなお話をいただいているところもあります。

やはり、私は一番は、ここは絶対見直すべきだなあって思っているのは、先ほども言ったどういう事業に使うのかっていうところを、あまりこまくやりすぎると、やはり寄附者の意図が伝わらないのかなあというところもありますので、様々な手法、そしてまたいろんな、今食べ物ばかりに走ってますけれど、いろんな方法を、またお返しするものを考えていかないとならないのかなあということも、反省の一つとしてあるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) そうですね、まずランキングを見て、結構ショックを受けましてね、実は。観光に長く携わる者としてはずね、いやー、松前のポテンシャル、このランキングですかーぐらいな、成績表見せられた感じでですね、何だろう、自分があまりにも松前は有名だって思いすぎたんじゃないだろうかとか、もっといいところなのに伝わって

ないんじゃないだろうとか、結構自責の念にとられることが多かったんですね。

それで、私も今回は自分の活動だとか行動もちょっと反省しつつ、一般質問にちょっと載せてる感じはあるんですけども、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、食にこだわらず、松前の魅力発信という意味、あるいは実際に使われたものが、こういったものですよという寄附をしていただいた方への誠意っていうものが重要だというのは、非常に、同じ意見ではございます。

今までの分は今までの分で、これ過去なので、変えようがないので、これからの話をしていけたらなというふうに思ってますので、これからの話をちょっとしていきたいなと思っております。

まず町長が、先ほどもちょっと重複するかもしれませんが、これから松前町としてどのようなふるさと納税の位置付けと、あとは寄附になりますから、地方税が直接入ってくるわけなんですけども、そういったもの、あるいはうちの財政等も含めてですね、ふるさと納税自体をどのように持っていきたいかっていうことと、返礼品の幅の広がり方がもしありましたら、そこをまず教えていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まずもって、後からの方の答弁になりますけれど、本当担当者も日々努力をし、そして、今特定の事業者、運送業者なんですけれど、そちらも荷物を増やしたいということで、協定を結んで、今新しい商品開発とかやっております。そういった中であって、今年度から、ちょっと遅くなりましたが、松前さくら漁業協同組合ともお話をし、最北のサザエと言いますか、北限のサザエと言いますか、現状の中では北海道ではサザエは離島小島というようなお話でございます。このサザエの返礼品の中の一つに加えていただくようになって、その協力も松前さくら漁業協同組合の方からいただけるということになりました。

また、町内の土木事業者でサーモン、さくらサーモンという名前でやってらっしゃる方もいらっしゃいます。こちらの方ともいろいろ協議を進めた結果、フィレ状態で、人気のあるフィレ状態で、松前町の特産品として、返礼品として扱えるようにお話を進めてまいりまして、それが現実味を帯びてきております。

そういったもの、あるいはエゾニユウ、俗に言う、私どもの言うニオですね。これに興味を示して、今一生懸命やってくれてる方もいます。私どもにとっては当たり前なんですけれど、そういうものがやはりふるさとを離れた人には、そういうものもまた恋しいという方もおります。

そして、先般、松前町(まさきちょう)の方々とお話した時に聞いたことがあります。イタドリ、実際高知の方の関係でやってるお店だったんですけど、そこでイタドリの煮物食べました。結構コリコリしておいしいです。普通に食べ方さえわかれば、私どもにも本当に普段普通に食べれるものとかあります。よく山菜類でもまだほかにもあります。

様々なものをですね、本当に難しい加工の技術がなくてもできるものがあるんじゃないとか、そういうものを少しでも増やしていければというふうに考えておりますし、また旅先納税とか様々な手法もあります。

こういったものも取り入れながら、そしてまた、私どもは海業に関しましても取組をしようとしております。そしたら、そういう事業の中にも、このふるさと納税を活用して、一つの事業として人を集めることもできるのではないとか、そういうご意見もございましたし、皆さんからいただいた新たな考え、様々な取組方法を参考にしながら、より良い、

充実したものにしていきたいと思っております。

現状の中で、やはり一番言われるのは、返礼品でもやっぱりまだ数が少ないよと、余所から比べるとというようなお話もありますので、そういったものも含めて、取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) さくらサーモンうまいっすよね、私も好きで食べてます。ニオはね、ウニ汁だとかいろいろ使い道ありますし、土地の人しか知らない、普通に食べてるものが余所の町の人にしてみると、ものすごいごちそうだったりすることはよくあると思います。

今、食べ物の話もされましたけども、最後の方に旅先納税だとか、あるいは海業に関するものとか、そういった食べ物以外の部分での広がりって言うんですかね、それが松前の、食べ物以外の松前の魅力をやっぱり発信するのが、すごい大事なんじゃないかなという気がします。

それと、ちょっと食べ物に関して、もう一回話を戻す形で申し訳ないんですが、実は、松前の返礼品のこれ、あれかな、ふるさとチョイスだったと思いますけど、サイトの方で調べたんですけど、6品目、トップ6品目のうち3品目が松前漬けです。あとはウニ、それからノリですね、その後スルメって続くんですけど、トップがですね、何と5袋小分けの松前漬けがトップだったんですね。

私達にしてみると、松前漬け250グラム入りの箱一つ、ぽんっと送るのも箱一つかなあとは思ったんですけども、実はトップが、5袋小分けっていうのがトップだったっていうのが、ちょっと驚かまして。

よくよく考えると、昔はある程度家族がいて、大きな袋で一つ送るのが喜ばれたんでしょけど、やはり時代の流れとともに、ちょっとそういった商品のバリエーションを広げるっていうのも、すごく大事ななと思ったんです。

それで、全体的な品目については、松前は大体59から60ぐらいで二桁なんですけど、ほかのところに行くとも200以上とか、とんでもない数あるんですけども、そんなにたくさん品目つくって大丈夫なのかなって、逆に心配はしたんですけど、やはり品目の多いところはなんとなく返礼品っていうか、寄附金額も上がってるんじゃないかなというふうに感じました。

なので、同じものを返礼品として出すとしても、一工夫二工夫っていうのは、多分ランキングの売れ筋を見るとわかるので、そういったアドバイスは、例えば町の方と観光物産協会の方と話し合っ、実際にその返礼品を出してる方にアドバイスするだとか、そういったお話などもしていただければ、多分もうちょっといいのかなと。

だから、その新しいものを手広くやるのもそうなんですけど、やはり全国区の松前漬けって、非常に根強い人気なので、その松前漬けというものをもう少しこう底上げをしてあげること、寄附金額も若干上がっていくのではないかなと思っています。

今、町長の話の聞くと、多分トータルでこれで1億円は超えるだろうという予測の下だとは思いますが、1億円と言わずに2億円にするためにはどうしたらいいかなということも、一緒に考えていただければなと思っております。

海業に関しましては、まだ未知なので、商工会、観光物産協会その他業種の団体の方とお話をして進めていければなと思うんですが、これ、実際現実味ありますでしょうか、返礼品としては、そこをちょっと聞かせてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、最初の方でございます。確かに、様々な需要は変わってきて

おります。例えば、道の駅でも、東京にある有名な最中の売り方でも、昔はお土産で持って帰るということで、10個入り、20個入りが普通だったんですけど、あちらの方で、最初道の駅開催した時に、2個を1袋にする、3個を1袋にするで売った時に、そちらの方が売れると。

要は、結局お土産というよりも自分達が食べて帰る。そしてまた、松前漬けをもらった方でも同じ種類のやつを200グラムもらうよりは、かえて100グラムで2種類、100グラムずつで2種類とか、同じお金でいろいろ楽しみたいという流れがあるのも、これは間違いない。これはもう大分前から進んでいる動向でございますし、今、先ほど言いました、協定を結んで組んでるところの運送会社も、その辺のところをプロの目線でいろんなアドバイスをいただいておりますし、そういうところも踏まえてやっていきたいと。

私も個人的にもちょっと量が多すぎるんじゃないかと、もうちょっと小分けにしたいというようなお話をしたことがございます。そうした中でも、一つの会社の商品だけを小分けにしてやるのか。例えば、ちょっと手間かかりますけれど、町内のいろいろな事業者がつくっていただいたものを3箇所も4箇所も集めるとか、そういうものもまた一つの方法かなとか、そういうことは考えております。いろいろな、とにかくできるもの、できないものもありますから、それぞれの事業者とは個々それぞれお話をしながら、少しでも良い形になればと思っております。

そして、海業の関係でございます。私はなると思っております。今現実、様々なうちの地域おこし協力隊がヤリイカのこととか、松前ノリのこととか、YouTubeの方に載ったり、やはり海の好きな方、そして釣りに興味のある方、そしてまたそういう話題になってるものに、すごい興味を示してる方がたくさんおられます。

そしてまた今回は旅行会社の方と組んで、松前町の方で桜の手入れをしながら来てみませんかかっていったら喜んで来てくれて、いろんなまたアドバイスもいただいております。そういうものも私は参考になると思っておりますし、そういうものも一つの商品というか、ふるさと納税の返礼品にもなるのかなということも考えております。

いろんなチャンスがあると思います。皆さんと知恵を出し合いながら、少しでも松前町の応援者が増えるような形で取組を進めて行きたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) 話わかりました、ありがとうございます。

次に、旅先納税のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、実は、北海道で今29箇所の自治体が旅先納税やってまして、その旅先納税っていうのは、旅先に行った時にQRコード等があって、それを読み込むと地元の電子クーポン券が手に入ると。そこですぐ納税とそのクーポン券を使って、実際にその町にお金を落とさせていただくというような認識ではあるんですけども、そういったクーポン券を含めですね、松前町としてどのようにふるさと納税で頑張ってますよとか、こういった返礼品がありますよっていう広告面ですね、広告面について、どのようなPRを展開していきたいと思っているのか、そこちょっと聞かせていただきたいなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 旅先納税につきましては、今おっしゃられたとおり、通常は、たいがい松前町にいらっしゃる前に、例えばふるさと納税をして、そして何か返礼品もらったり、こっちの方で使えるものもらうとかっていうのが通常の考えなんですけど、旅先納税は、今松前に来ました、じゃあ、ここで旅先納税することによって、例えば返礼品とし

て底の旅館の宿泊クーポンとか、そういう電子クーポンとかで少しでも安くなる。

そういうことになりますと、やった方は、例えば実質2千円の負担でも、こちらの方では5千円分クーポン券がもらえるとなるとですね、それがすぐ活用できるという素晴らしい、本当に利用者を考えた制度だと思います。

当然寄附額は、その寄附した額の30%をクーポン券っていうか、電子クーポンですぐその場で使えるというのもございますんで、これは、担当の方からも8年度への導入に向けて進めて行きたいと。そうすることによって、町内のいろんなお土産品も売れるようになりますし、そういった様々な利用の、そして電子クーポンでいきますんで、その人達はそれで、多分もらった額以上の消費を、多分ここでないと使えないということで、旅先から来た人にとすると、いる間に、それ以上使いましょうというようなことを多分考えるかと思えます。

この辺のところは、しっかりと私ども、様々な機会を通じて宣伝をさせていただきますし、当然旅館業なさってる方、そういうところとか、あとはもしあれでしたら、今陸上風力とか様々なもので来てる、そういう事業所の関係の方とか、幅広く宣伝はしていけると思えますので、当然通常のホームページ等、またいろんなところでの宣伝もできます。これは、どんどんどんどん前向きにやっていきたいというふうに担当者の方でも考えておりますので、これは、取組を着実に進めて行きたいというふうに考えているところです。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

昼食のため休憩と致します。

再開は13時と致します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) 町長の方から旅先納税のお話を先ほど伺いまして、旅先納税となると、松前町に来た方々が対象になるとは思いますが、一番やはりお客さんいらっしゃるのさくらまつりの時期ではないかなと思っております。

令和8年度、来年度なんですけども、そちらの方でやりたいとしたら来年の4月のさくらまつりは厳しいのかなと思うから、再来年のさくらまつりっていう認識で受け取ってよろしいのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) おっしゃるとおり、令和8年度のさくらまつりまで、もう半年をきっております。そういった中で、それまでにしっかり構築できるかどうかは、ちょっと確約を申し上げることも今できませんので、ただ、先ほど答弁させていただいたように、8年度中の導入を目指した場合には、9年度、来年、再来年の春の時には使えるような形で取組を進めて行ければいいなというふうに考えておりますし、これを目指してやっていきたいと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) そうですね、今までゼロだったものがプラスアルファされるって考えると寄附額も増えていくと思うので、それはぜひとも進めて行っていただければなと思っております。

ちょっと話は、今度は食以外の部分での、その返礼品の話をしたいなと思ってるんですが、ちょっとインターネットでいろいろ調べてみましてね、各自治体それぞれ工夫を凝らしていらっしゃるんで、一風変わった、発想が全く違う、今まで私の発想もなかった返礼品を出してるところがありまして、その返礼品でですね、ちょっと岐阜県のとある自治体なんですけども、おっちゃんレンタルサービスっていう返礼品がありまして、特定のスキルや得意分野を持つ地元のおっちゃんを一定時間レンタルできるという、ユニークなサービスが提供されましたっていうページがありました。

えーっていう感じだったんですけど、もう一つは、これは想像ついたので、旅行クーポン宿泊券ですね。寄附額に応じて特定の宿泊施設で利用できるクーポンや旅行ポイント、各トラベル会社のクーポンなんですけど、それは多くの自治体で人気のある返礼品カテゴリーですという紹介もしてございました。

なので、これは想像もつきますし、実際道南の自治体でも実際にこの宿泊券、クーポン券をもう既に返礼品として使ってるところもありまして、それもことによっては地元でも使えるのかなあと。

地元の松前で、おっちゃんレンタルサービスができるかどうかっていうのは別としても、そういった発想って言うんですかね、食以外の場合は発想がちょっと必要なのではないかなというふうに、ちょっと思うところがあります。

今のところ、町長から答弁いただいているのは、海業のことですか、あるいは、桜の例えば剪定だとかやってくれた実績のある話をしたんですけども、そういった新しい発想についてですけども、町長の方から他に何かありましたら、何か返礼品について、これは個人的に推したいものがありましたら、ちょっとお知らせをいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。おっちゃんレンタルなんかいかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 本当に、おっちゃんレンタルいいと思います。例えば飯田議員が観光のガイドを、これもおっちゃんレンタルでいけるんじゃないかと思っておりますし、本当に様々な地区でいろいろな取組があると思います。

私もこれが一押しだというのは、特段ないんですけど、そのため皆さんのご意見を伺い、そして観光物産協会はじめ商工会、様々な団体と、飲食店組合も含めて、とにかく旅館業組合とかいろんなそういう関係が生まれてくる、そういうところからのいろんなアイデアを、これは取り入れてやっていきたいと思っておりますし、なかなか、実際それをやるとなった時には、やはりそれぞれの事業者の理解、協力を得なければやっていけないものでございまして。

商品一つを増やすにしても、担当者が足繁く通って、何度も何度も何ヶ月も通ってやっていかなきゃならないというような、これは実態でございまして。物事をつくりあげるといことは、そういうことだと私も思っておりますし、私も町長就任して、すぐこのサザエとサーモンの話はさしていただきました。けど、それぞれの事業者が投資、設備投資ですか、それに向かってどのようにやっていけばいいのか、ゼロからのスタートでございまして、そこには時間がかかるかと思っております。

いろんな機会をもって皆様の声にも耳を傾け、皆さんの中のある情報も含めて、それで松前町にこれは相応しいんでないかというものを、これはやっていけるねというものを構築していきたいというふうに考えているところでございまして。

例えば以前からあります、よく彼岸とか盆にお墓参り行けないから、代わりにどなたかやってくれませんかというのが、それぞれ札幌松前会とか、そういうところから出席した時

にも未だに声があります。それをふるさと納税で使うのも、私は一つの手だと思っておりますし、利用される方、そしてこちらの方で受け取る方、それを担当する事業者、全てがウィンウィンになるような形のものを、築き上げていければいいなと思っているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) それでは、おっちゃんレンタルと墓掃除は、二品目増えたという。そういったアイデアね、本当によろしいかなと思います。

松前の場合は、帰ってきてから30数年経ちますけど、20年前でも30年前でも皆さん集まって、いろんな発想を持った時に、ものすごくいいアイデアとかが出たことがあって、それが未だに継続してないから、過去に話した話で、すごくいい話があったら、それを掘り起こして、魅力的なものであればピックアップし直すっていう作業とかも、すごくいいなあと思います。

それで、先ほどのちょっと一風変わったもので、もう一つ見つけたのがですね、広島県なんですけど、鯛焼き、7千円の寄附額で鯛焼き10個。それから2万5千円だと40個というね。鯛焼きを返礼品としているところの町の寄附額が2億3千万で、実はその鯛焼き、ランキング4位だそうなんですよ。

だから、どういうふうなものがヒットするのかわからないんですけども、それは商品のアイデアの発想が優れてるだけではなくて、多分その町のPRの仕方が上手なのかなというふうに思っています。

なので、例えば、さくらまつりが一番まず松前町におこしいただける方が多いのであれば、例えば団体でいらっしゃるバスで待機している駐車場を管理してる方々いますね、高齢者事業団の方々とかいるんですけど、その方々にバスが来たらふるさと納税の、通常のふるさと納税のQRコードを貼ったカラーパンフレットを、その人数分バスガイドさんにぼんと渡すとか。いらっしゃった方々に、直接ふるさと納税やってますよっていうアピールをする行動、それはPR活動なんですけど、そっちの方も同時に強く進めていかないと、せっかくいいものができても見つけてもらわないと、ちょっと寄附額に反映しないんじゃないかなと思うんですけど。

そのお話を、ちょっと今私からのお話について、町長としてはどのように考えているのか、ちょっと聞かせてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まったくもっておっしゃるとおりで、いかにして知っていただくかということです。

例えば、私も前に聞いたんですけど、バスガイドでいらっしゃるガイドさん、この方が車の中でどこどこさんの何々、大変私は好きで、おいしくて、来るたび買ってますと一言アナウンスただけでお客さんが集まるそうです。これは、実際松前町でもそうです。

ですから、やはりそういう関係のところ、来てから渡した方がいいのか、事前に送って、そして、松前方面に来るバスの乗車の方にはお配りしておいてくださいとお願いした方がいいのか。やはりPRの仕方が、やはりこれは全然額に直接影響してくると思います。

私、最近観光ポスターもしばらく見てないんで、いろんなところ回った時に、やはり定期的な観光ポスターも必要かなあとか、そういうことも考えております。この辺のところは、やはりそれぞれの決まった、それぞれふるさと会ばかりではなくて、いろんな場面に行って、札幌のチカホでも宣伝しておりますし、先般は東急不動産、渋谷の方に行ってそういう関係者の方々にもご案内を差し上げ、その場で、すぐふるさと納税協力してくれた

方もたくさんおります。

そういうPR、宣伝、こういう効果をやって現れるようになっていかなきゃなりませんし、それぞれ担当者の方でも楽天のポータルサイト等で、やはり検索ランキングで、キーワード検索でやはり上位にくるように、そういう手法もいろいろ検討しながら取り組んできておりますので、これはずっと継続してPRには努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) 例えばなんですけど、一番やっぱりスマートフォンで検索しやすいのは、QRコードを読み込むと、そのふるさと納税のサイトにびよんと飛ぶっていうのが、多分一番PRしやすいと思うので、このQRっていうのを、例えばまつまえ観光物産協会の方につくってもらって、それをいろんなところに貼り付けたりとか、町民自体が広告マンになれるような、ちょっとそういうシステムがあれば、予算もそんなにかからずにみんなPRできるかなあとと思います。

ここでもう一つ、私の経験上なんですけど、やはり松前町にとって松前漬けむちゃくちゃ強いです、強力です。下手をすると全国でやっぱり松前漬けと言われれば松前町っていうぐらい、私達が想像してるよりも大変人気商品でございまして、だから、この根強い松前の松前漬けっていうものも基軸にしながら、いかにPRをするのが大事ななというのがあります。

それに枝葉を付けて、今までの食以外のものをくっつけてもらえるのが、一番じゃないかなと思っておりますので、このいかにしてサイトを見ていただくか、あるいは興味を持っていただくかっていう部分が、松前のポテンシャルにも繋がっていくのではないかと思います。

ですので、先ほどは、具体的に自分達の知名度を上げるための活動のことを町長から述べていただいたんですが、これが、もし全国に対して松前のPR、あるいは魅力などを発信するために、ちょっとふるさと納税の話とはずれるかもしれませんが、ふるさと納税を含めた松前を知っていただくための方法として、何かお考えがありましたら教えていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 今、日本全国の自治体がこの取組をしておるところでございまして。それで松前町だけとか、独自のものはなかなか難しいところではございますが、やはり地道にやっつけていかなければなりませんし、松前町の公式サイトもきちんとそういうものを使って、QRコードを使ってやっております。そういうことは可能でございますので、あとは今飯田議員おっしゃったように、松前町の町民全てが広告塔だというような意識で、皆さんが取り組んでいただけるような、そういうものにしていければいいなと思っております。

機会があれば、私もいろんなところに公式のホームページ等のあれも持っててます。得てしてそうなんですけど、立ち上げた時には一生懸命散らすんですけど、それを継続してかどうかってところが、やはり勝負だと思いますので、やはりそれを継続していけるように、一度つくったものはずっとそれを継続して、いろんなご意見を伺ったりして取り組んでいけるような、そういうものにつくりあげていきたいというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) そうですね、たまたま今回はふるさと納税についての一般質問だったんですけども、この松前町っていうポテンシャルは、先ほどのふるさと納税のランキン

グに限ったことではないんですけど、163番では私はないと思ってますので、今回の今年、令和6年か、令和6年も金額、寄附額が出ておりますので、そういった町の財政のことも考えますとですね、この地方税って非常に大事なものだと考えております。

なので来年度はですね、今年以上の寄附額になりますように、また、再来年はそれをまた超えて、私達が目標とする、当初の目標とする1億円というのを何とか超えてもらいたいなと思っておりますので、町長の意気込みを最後に聞かせていただければと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 私町長就任以来、やはり道内でも有数のふるさと納税の寄附額、実績のある首長さん達ともお話をさせていただきました。やはり、まず1億を超えるというのが一つの目標だと。超えるとまた動きが変わってくるというようなアドバイスをたくさんいただきました。

ですので、先ほど私申し上げましたとおり、この1億を一つの目標として、しっかりとそれを超えられるように、それだけのポテンシャルは私はあると思っております。

そして、皆さんと共に汗をかいて、そして新たなものをつくる。そして、これまでであるもので気づきのなかった部分。そしてまた今まで取り組んでいなかった分野、様々なものがあると思いますので、まず、この1億を目標としてやっていきたいと思っておりますので、皆さんからのアイデアを大募集致しますので、おっちゃんではなくておばちゃんでも何でもいいんで、何か新しいものがありましたら、いつでも声がけをしていただければと思います。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) おっちゃんガイドサイドからも応援させていただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、9番齊藤勝君。

○9番(齊藤勝君) 直ちに質問に入らせてもらいます。

孤独死の対応ということで、通告しておりますけれども、若い人の孤独死はあまり気にしないんですよ。だけど、65歳以上という高齢者と言われる方々の孤独死について、町長の見解を求めたいと思っております。

この10月11月で、たった一人で亡くなった人が6人ぐらいいるそうです。これは、連れ合いに先立たれた人、あるいは連れ合いが何かの都合で函館に入院してたとか、あるいは孫のところに行ってたとか、こういうことで1人で暮らしてた人が亡くなってるという実態があったわけですね。

それで、男の人も女の人も65歳以上の独居世帯、これは数字的に把握しているのかどうか、まず教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 答弁させていただきます。一応、その都度、月末とか月初めでそれぞれの独居世帯等は把握しておるところでございます。

一応、それで独居と呼ばれる、11月の民生委員の皆さんに実際聞いたところは、732世帯ということでございます。その他に、老老とか、老子とかそれ以外の世帯もあるというふうに聞いております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) 732世帯が独居世帯であるというふうな受け止め方をしました。このほかにも今言うように、連れ合いが入院したり、あるいは旅行したり、孫のところに行

ったりという世帯も、1人でいるわけですよ。だから、孤独死に該当するというふうには私は把握をしているんですが、主に、連れ合いを亡くされた人っていうのは、700人以上もいるっていうことで。

まあ、亡くされたのか、1人で暮らしているというがいるということでありましてけれども、この辺は町内会だとか、あるいは隣近所なんかで連携をきちっととれるように、行政から町内会にお願いをしたり、あるいはこどもがもしおられる場合であれば、こどもさんに連絡をして、週に1回でも2回でも電話してくれないかっていう働きかけも必要ではないかなと私は思うんですけども、この辺はどういう行政の進め方されてますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 町としまして、先ほど孤独死というお話ございましたが、行政側では、孤立死というような言い方をしておるようでございます。

それで一応、以前はよく1人でなくなった方の時に、死亡届だけで検死検案事項は、もう孤独死と同じ扱っていか、孤立死と同じ扱ってというのが昔、その中で実際どのくらいその人が1人で生活してたのか、そういうものは戸籍の届出ではわからないので。

それで、やはり国の方でも大体今のところでは、それぞれの機関によって言ってる部分が違うんですけど、1週間を超えて発見されなかったとか、気付かれなかったとか、場所によっては2週間程度、見守る人もいない、1人で生活して、こういうところで亡くなった、2週間程度見つからなかったってやつを孤立死と言ってるところもございます。

そういった中であって、今各自治体、松前当町もそうですけれども、様々な事業者と、例えば荷物を運ぶ事業者とか、新聞配達、町内のそういう関係のところとはいろいろと協定を結んだりしながら、異変がないかどうか。異変があった時には、すぐ通報していただくとか、そういう関係を結んでいるところもございます。

そしてまた隣近所から、やはり最近ちょっと電気点く時間も早いし、消えてるようじゃない、夜遅くまで点いてると、朝方まで点いてるとか。隣近所の人達からの通報とかもあります。

そしてまた、現実町内会単位でもそういう取組をしているところもございまして、隣近所できちんとお願ひしてるといふのもあれば、広報等の、回覧等の配る時にその見守りも併せてお願ひしてるとか、そういうところの町内会もありますし、またこれから、今後行うことで計画しているという町内会もございまして。

様々な機会を通じて、これは、取組は継続していかなければならないし、1人でも多くの方が、それを見守れるような形になればいいと思っております。

ただ、人によってはそういう関与を拒むというか、構わないでくれという方もいらっしゃるのも事実です。ですから、きちんとその辺のところは、そういう該当の方々ともお話ししながら、特別深く関与するわけじゃないということでお話をしながら、その辺のところをやっていきたいなとは思っておりますし、これは必要なものだ、決して、ゆるめてはいけないものだというふうには認識しているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) 答弁いただけませんでしたけども、ひとり暮らしになった段階で、こどもだとか親族、兄弟でもいいです、親族との連携をとるような指導をするべきでないかというふうな質問したんですけども、それは答弁されませんでしたので、答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 一応その人その人の生活状況とか、いろいろなものがあると思いま

す。何歳になったからとかだけではなくて、基本、やはりそういうことを周りから見てても、いいなと思う場合であれば、そういうこともあろうかと思いますが、一応家庭内のことでございますので、その部分に積極的に関与するのは難しい部分もあるのかなど。

例えば、私の知ってる人だったら、ひとり暮らしにもなるから、1週間に1回くらいはちゃんと電話入れてやった方がいいよとかっていう話は、個人的な知り合いには言えるかもしれませんが。各町内、いろんなどころで、それを行政として指導するというよりは、まずもって身内の方同士でそういう話をしていければというふうには、考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) むろんプライバシーというか、個人情報とかの関係とかもあるんでしょうけれども、戸籍に、亡くなれば届出をするわけですよ。そうすれば、この人は現実にひとり暮らしになってしまってるよってことは、実態は把握できる。

ですから、公表するということにはならないと思いますけど、こういう段階で町内だとか、民生委員だとかがお宅のこどもさんどこにいますかとか、お宅の兄弟どっかにいませんかとか聞くぐらいは大丈夫でないかなっていう気はします。ですから、世間との付き合い拒絶する人もいるって、今町長の答弁ありましたけども、そういう人ばかりではないというふうに思うんですよ。

だから、私もこども達みんな町外出てますけどね、ひとり暮らしになったら、やっぱりこども達には家内のところには月に5回でも3回でも、週に1回でも電話寄越せよという教育はしてるつもりなんですよ。

ですから、そういうひとり暮らしになった段階で、行政として、あるいは民生委員でも結構ですし、何かあれば連絡しますので、身内、親族の人の名前と電話番号ぐらい教えてもらえませんかという、働きかけぐらいは行政としてできるような気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 実は私、今月の24日が誕生日で65歳になりまして、先般介護保険者証をいただきました。まず介護保険者証いただくということは、これは、当然様々な場面で介護関係のお話もさせていただけますし、そういう折には、きちんと相手の方に家族構成とかも確認はしているというふうに考えております。

それを何て言いますか、孤立死対策とか、そういうわけではなくて、日常の生活の中でそういうお話もさせていただけますし、ただ、そここのところこちらの方からご家族の方に定期的な連絡をとるか、そういうものを強制できるかという、難しいところはあろうかと思えます。

ただ、やはりそこは親族とかそういう方がいらっしゃれば、当然そういうことを日頃から、やはりコミュニケーションの中でとっていくと。だから、こういうこともあるよと、ひとり暮らしは大変だよということも、きちんと意識付けをしていきながら、そういう輪を広げていきたいと思っているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) かつて、福祉ベルという制度がありましたね。これは、ひとり暮らしのお年寄りと役場とで連絡を取り合うと。こういう姿勢も私は大事だと思うんですよ。大変だとは思いますが、やはり行政の担当者と民生委員とで連携取るとか、町内会と連携取るとか、町内会であれば班編制してるところがあるわけですから、そういうところときちんと連携取るとか、行政からの働きかけっていうのは大事だなと思うんですよ。

今、100歳の時代ですよ。60、70ははなたれ小僧、90を超えて迎えに来たら、まだまだ早いと追い返せと、ことわざがあるわけですよ。

ですから、やっぱり行政が、ひとり暮らしのお年寄りに働きを掛けまして、そして、週に1回でも2回でも、こども達から連絡してやってくれよというぐらいの行政指導はあって然るべき、あるべきだと思いますけどいかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 全くもっておっしゃるとおりで、やはり温かな、温かいそういう町でありたいと思っております。一人一人が周りの人にも気を遣いながら、そして、元気なのかと言えるような体制づくりが大事だと思っております。

先ほど福祉ベルのお話もありました。これも、今も現実にもやっております。そういった中であって、おっしゃるように強制的な指導ではなく、やはり住んでの方が安心して生活できるような体制をつくりあげていくという意味から、そういうお話を温かくしていくのは、私は行政としても一つの役割だと。それが住み続けたい町にも繋がっていくんじゃないかなと思っておりますので、そういうふうな方向で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) 行政では孤立死と言うのかもしれないけれども、孤独で死ぬ、これもし亡くなればね、大変なんです。おまわりさんが入って、検死をしたり、あるいは、検死であれば札幌まで連れて行ったりするんですよ、現実。

だから、こういうことは、できるだけ家族に味あわせないような形を進めて行くのも行政だと思うんですよ。こういう心構えをきちっとしたうえで、行政を進めて行くべきだと思いますので、これは、きつく要望して質問を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、先に1点お詫び申し上げます。どうぞ、お座りください。

1点、訂正させてください。私、福祉ベルと言いましたが、緊急通報システムです。それは、今もやっております。

そして、今おっしゃったように、いろいろな方がいらっしゃるのも事実ですけど、そういうことが1件でも少なくなるように。ただ、やはり私がおさえている範疇では、検死、検案、病院等、自宅でもちゃんと、何て言うんですか、訪問診療受けてるとか、そういう人以外で誰もいなければ、例え5人家族でも6人家族であっても、その方が亡くなった時に誰もいなければ、これは検死の事案になるというふうに聞いております。

けれども、少しでもできることをやって温かく周りで見守って、そういうものを1件でも少なくするというような形にできるように努めてまいります。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) 15分やりましたので、終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

◎議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第82号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました、議案第82号、固定資産評価審査委員会

委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員福島憲成氏は、令和7年12月25日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

また、委員歴でございますが、同氏は、平成10年12月26日から委員をお願いし、現在9期目でございます。

以上が、議案第82号でございます。何卒議員皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第82号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第82号は提案に同意することに決定致しました。

◎議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第83号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました、議案第83号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員木村清詔氏は、令和7年12月25日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

また、委員歴でございますが、同氏は、平成13年9月25日から委員をお願いし、現在8期目でございます。

以上が、議案第83号でございます。何卒議員皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第83号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第 8 3 号は提案に同意することに決定しました。

◎議案第 8 4 号 松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

◎議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第 8、議案第 8 4 号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第 9、議案第 8 5 号、松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、以上 2 件を一括議題と致します。

なお、ただ今議題となりました議案第 8 4 号及び議案第 8 5 号については、質疑終了後厚生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(松村陽子君) ただ今一括議題となりました、議案第 8 4 号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について及び議案第 8 5 号、松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

添付しております説明資料、松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の概要をご覧ください。

提案させていただきました二つの条例は、まず、1. 趣旨でございます。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設され、令和 8 年度からは乳児等のための支援給付として、全ての自治体において実施することとされていることから、内閣府令と同様の基準となる条例を制定しようとするものであります。

提案致しました二つの条例の内容について、説明致します。2. 乳児等通園支援事業の概要でございます。乳児等通園支援事業とは、保育所等において、保育所等に通っていない乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために面接や子育てについての情報提供、助言等を行おうとするものです。

(1)対象者です。この事業の対象者は、ア、生後 6 ヶ月児から満 2 歳児までの保育所等に通所していない乳幼児で、イ、保護者に利用する理由を問いません。

(2)利用時間は、乳幼児 1 人あたり月 10 時間を上限とし、(3)実施場所は、施設等の基準を満たした保育所及び認定こども園になります。

次は、3. 提案する条例の概要です。(1)議案第 8 4 号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。ア、この条例で定められる基準は、事業所等の設備や職員配置、内部規定及び事業区分等の認可基準です。イ、事業の区分です。事業の区分は、(ア)、一般型乳児等通園支援事業と、(イ)、余裕活用型乳児等通園支援事業の 2 種類となります。

(イ)の余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所等が利用定員に満たない場合、利用定員に満たない人数の乳幼児を対象に実施しようとするもので、(ア)の一般型乳児等通園支援事業は、(イ)余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものを対象にしようとするものです。

続きまして、ウ、各事業区分の基準となります。2 ページの表をご覧ください。a. 設備基準です。(ア)一般型では、0 歳、1 歳児は、乳児室、またはほふく室及びトイレを設

け、1人につき乳児室1.6平方メートル以上、またはほふく室3.3平方メートル以上。2歳児は、保育室、または遊戯室が1.89平方メートル以上必要とされ、(イ)余裕活用型では、事業を実施する保育所等の基準に依るとされており。

b. 職員基準です。(ア)一般型では、保育士、または乳児等通園支援従事者の資格が必要となります。乳児等通園支援従事者とは、町長が行う研修、都道府県知事等その他の機関を含む研修を終了したものでございます。(イ)余裕活用型の職員配置は、保育士の資格を保有している職員だけを職員数とカウントしております。

c. 配置基準をご覧ください。必要な職員の配置人数です。(ア)一般型は、0歳児3人に保育士1人、1、2歳児はこども6人に保育士1人の配置基準で、乳児通園支援従事者の従事が認められておりますが、半数以上は保育士の配置が必要となります。(イ)余裕活用型は、a. 設置基準と同じく、保育所等の基準に依りようとするものです。

次は、d. 乳児等通園支援従事者の配置基準です。(ア)一般型では、要件を満たせば乳児等通園支援従事者を職員1人とすることができます。要件としましては、(a)保育所等と同室において、一体的に運営され、専ら当該事業に保育士が従事できる場合とされており、(b)保育所等と同室において実施され、当該事業を利用している乳幼児が3人以下で、保育士の支援が受けることができる場合としようとするものです。以上が、ウ、各事業区分の基準となります。

エ、施行期日です。議案第84号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行期日は、令和8年4月1日としております。

続きまして、(2)議案第85号、松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要を説明を致します。

ア、定められる基準では、利用定員など乳児等のための支援給付に必要な事業所運営の確認基準を、イ、運営に関する基準では、(ア)面談、重要事項の説明、心身の状況等の把握、(イ)特定教育、保育施設等との連携についてを定めようとするもので、特定乳児等通園支援事業者は、申し込みを受けた後の保護者との面談並びに特定教育、保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定こどもに係る情報の提供その他連携に努めなければならないものとするものです。

ウ、費用及び給付費です。(ア)費用についてです。特定乳児等通園支援事業者は、要する費用として見込まれるものの一部の支払いを保護者から受けとることができるとし、保護者負担額は、国から提示される額を参考に決定しようとするものであります。(イ)は、給付費についてです。特定乳児等通園支援事業者は、給付費の支給を受けた場合、保護者に対し給付費の額を通知しなければならないとし、乳幼児1人あたりの単価(公定価格)は、現在国において検討中であります。

なお、給付費の負担割合は、国4分の3、北海道と市町村が各8分の1の割合で負担しようとするものです。

エは、その他の基準です。評価や緊急時の対応や運営規程などの運営に必要な基準を、第14条から第33条で定めようとするものでございます。

オ、施行期日は、令和8年4月1日とします。

以上が、議案第84号及び議案第85号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

始めに、議案第84号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
次に、議案第85号について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮り致します。

議案第84号及び議案第85号は、会期中に審査を終わることとし、厚生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。
議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時45分)
(再開 午後 2時00分)

- 議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎諸般の報告

- 議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎議事日程の追加の議決

- 議長(伊藤幸司君) 日程追加についてを議題と致します。
この際、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすること
したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすること
に決定致しました。

◎議案第87号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定について

- 議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第87号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例
の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長(松村陽子君) ただ今議題となりました議案第87号、松前町福祉灯油等
の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。
今回の改正につきましては、福祉灯油助成事業において、令和3年度以降の長引く物価、

燃料費高騰の状況を考慮し、令和6年度と同様に助成額を1万円から1万5千円に変更しようとするものでございます。

添付の説明資料にてご説明させていただきます。タブレット上の5ページ、新旧対照表をご覧ください。右側改正案上段の附則施行期日等第2項の下線部分のとおり、令和3年度から令和6年度とあるものを、令和3年度から令和7年度までの各年度として改正しようとするものでございます。

以上が、議案第87号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第87号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号 令和7年度松前町一般会計補正予算(第7回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第77号、令和7年度松前町一般会計補正予算(第7回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第77号、令和7年度松前町一般会計補正予算(第7回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和7年度松前町の一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千306万4千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正です。既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。15ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目議会費で、2千円の追加計上です。11節通信運搬費で、2千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

16ページです。2款1項1目一般管理費で、210万3千円の追加計上です。12節行政情報システム改修業務委託料で、193万円の計上です。これは、制度改正等に対応するためのシステム改修に係る費用の計上です。

次に、18節会議等出席負担金で13万円、町村会費及び負担金で4万3千円の、合

計17万3千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

次に、3目財産管理費で、73万円の追加計上です。10節その他財産管理修繕料で20万円、10節、26節に掲載した公用車管理に係る経費合計で53万円の、併せて73万円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

次に、5目地域振興費で、248万3千円の追加計上です。10節ふれあい交流センター管理光熱水費で5万2千円、体験交流センター管理光熱水費で18万4千円の、合計23万6千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

次に、12節松前町公共ライドシェア実証運行業務委託料で、224万7千円の計上です。これは、11月から来年1月まで、国の交通空白解消緊急対策事業を活用し、松前町公共ライドシェアを実施しておりますが、ドアツードアサービスの継続的確保のため、2月及び3月の町単独で実施するための費用の計上です。

17ページです。2項2目賦課徴収費で、68万9千円の追加計上です。10節印刷製本費で、68万9千円の計上です。これは、標準化システム対応の指定用紙購入に係る費用の計上です。

18ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、125万円の追加計上です。19節福祉灯油等助成費で、125万円の計上です。これは、当初予算で対象者250件の1人あたり1万円の、合計250万円を計上しておりましたが、昨年に引き続き燃油価格が高騰しており、北海道においても高齢者等燃油対策に係る地域づくり総合交付金を補助基本額100万円の補助率2分の1の50万円から、補助基本額150万円の補助率2分の1の75万円に引き上げる予定であり、町としても1万円を1万5千円に引き上げて、12月中に商品券で配布しようとするもので、その費用の計上です。

次に、3目老人福祉費で、85万8千円の追加計上です。27節介護保険特別会計に対する操出金で、85万8千円の計上です。これは、介護保険特別会計の補正予算に対応する一般会計負担分の計上で、保険事業勘定分85万8千円の計上です。

次に、4目地域活動推進費で、70万2千円の計上です。18節松前町街灯料補助金で、70万2千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

19ページです。2項1目児童福祉総務費は、財源更正です。

20ページです。4款1項2目母子保健費で、50万3千円の追加計上です。18節妊産婦安心出産支援助成金で、30万4千円の計上です。これは、国の補助単価の改正により、その不足分に係る費用の計上です。

次に、22節償還金利子及び割引料で、19万9千円の計上です。これは、説明欄に記載する補助事業の国庫補助金の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

次に、3目予防費で15万5千円の追加計上です。22節償還金利子及び割引料で、15万5千円の計上です。これは、説明欄に記載する補助事業の国庫補助金の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

次に、4目環境衛生費で119万1千円の追加計上です。12節生活環境産業廃棄物等処理業務委託料で、119万1千円の計上です。これは、低濃度PCB廃棄物を処分するための費用の計上です。

21ページです。2項1目清掃総務費で、80万5千円の追加計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、80万5千円の計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正に係る松前町負担金の補正分の計上です。

22ページです。6款1項1目農業委員会費で、2千円の追加計上です。11節通信運搬費で、2千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

次に、3目畜産業費で、195万4千円の追加計上です。1節、8節で計上した非常勤参与に係る経費合計で、73万1千円の計上です。これは、肉牛改良センターを中心とした畜産業振興の更なる推進のため、知識、経験が豊富で高い識見を有する方を非常勤参与として任命し、助言等をいただくための費用の計上です。10節肉牛改良センター管理光熱水費で、122万3千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

23ページです。2項1目林業振興費で、496万9千円の追加計上です。7節から26節に計上した鳥獣被害防止対策に係る経費合計で、496万9千円の計上です。7節捕獲奨励金については、捕獲頭数の増加による年度末までの決算見込みによる計上、その他は鳥獣被害防止対策用公用車の更新に係る費用の計上です。

24ページです。7款1項2目観光振興費で、163万円の追加計上です。18節観光客誘致推進事業負担金で、163万円の計上です。これは、桜カレンダー作成等に係る費用の計上です。

次に、3目温泉休養センター費で、304万4千円の追加計上です。12節温泉休養センター管理運営委託料債務負担行為分で、304万4千円の計上です。これは、本年4月より町民70歳以上の方の利用料無料に伴う管理運営委託料の不足分に係る費用の計上です。

25ページです。8款2項1目道路橋りょう維持費で、54万8千円の追加計上です。10節町道街灯光熱水費で、54万8千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

26ページです。5項1目住宅管理費で、355万5千円の追加計上です。10節、17節に計上した町営住宅管理に係る経費合計で、355万5千円の計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる計上で、10節修繕料及び17節備品購入費は、9月2日に発生した落雷により、町営住宅の電気温水器及び蓄熱暖房器に被害があったことから、予算に不足が生じる見込みであり、その不足分に係る費用の計上です。なお、落雷被害については、公有物件建物災害共済金の申請をしており、確定次第別途歳入予算を計上させていただく予定です。

27ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、1千532万2千円の追加計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)で、1千532万2千円の計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金の補正分の計上です。

次に、2目災害対策費で、205万1千円の追加計上です。12節避難路維持委託料で、205万1千円の計上です。これは、当初予算計上時より作業時間が増加したことなどにより、予算に不足が生じる見込みであり、その不足分に係る費用の計上です。

28ページです。10款1項3目教育振興費で、225万4千円の減額計上です。17節松前高等学校支援備品購入費で、242万6千円の計上です。これは、今年度から松前高校生徒の全国募集を行っており、来年度入学する生徒が居住場所で使用する備品整備に係る費用の計上です。

次に、18節松前高等学校教育振興会補助金、フランス国ブザンソン市訪問事業分で、468万円の減額計上です。これは、事業中止による減額計上です。

29ページです。2項1目学校管理費で、23万3千円の追加計上です。12節ICTネットワーク保守点検業務委託料で、23万3千円の計上です。これは、小学校内のネットワーク保守点検の契約期間が満了することから、新たに年度末までの保守点検委託に係る費用の計上です。

30ページです。3項1目学校管理費で571万円の追加計上です。10節学校管理燃

料費で213万4千円、修繕料で336万6千円の、合計550万円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上ですが、燃料費については、9月2日に発生した落雷により発生した電力設備の復旧までに使用した発電機の軽油代の支出が増加し、修繕料については体育館ブラインド等の修繕が増加したことから、予算に不足が生じる見込みであり、その不足分に係る費用の計上です。なお、落雷被害については、公有物件建物災害共済金の申請をしており、確定次第別途歳入予算を計上させていただく予定です。なお、参考資料として、53ページに修繕料の概要100万円以上を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、12節ICTネットワーク保守点検業務委託料で、21万円の計上です。これは、中学校内のネットワーク保守点検の契約期間が満了することから、新たに年度末までの保守点検委託に係る費用の計上です。

31ページです。4項8目遺跡発掘調査費で、4万5千円の追加計上です。10節白坂地区遺跡発掘調査燃料費で、4万5千円の計上です。これは、年度末までの決算見込みによる計上です。

32ページです。13款1項1目職員給与費で、4千82万1千円の減額計上です。32ページ2節給料か332ページ4節共済費までの合計で、4千82万1千円の減額計上です。これは、当初予算において予定していた職員数及び算定した経費に伴う増減を、各節、各項目の予算額の年度末までの見込みを算定し、その経費の増減に係る費用の計上です。また、附表として給与費明細書を34ページから52ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、240万円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

9ページです。14款2項2目民生費国庫補助金で、85万2千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております説明欄の各種事業費に対する国庫補助金の計上です。

10ページです。15款2項3目衛生費道補助金で、39万4千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております説明欄の事業費に対する道補助金の計上です。

11ページです。16款2項1目1節パソコン等売払代金で、9千円の追加計上です。これは、小中学校で使用していたパソコン等の売払代金の計上です。

12ページです。17款1項4目1節災害対策指定寄附金で、50万3千円の追加計上です。これは、去る11月7日に明治安田生命保険相互会社様より、災害対策として、50万3千円の寄附をいただき、歳出に財源充当させていただいております。

13ページです。20款4項5目1節白坂地区発掘調査受託金で、4万5千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております説明欄の事業費に対する受託金の計上です。

14ページです。20款5項5目1節雑入で、325万6千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております会計年度任用職員等に係る雇用保険料等個人負担金の計上、まちづくり・人づくり推進交付金は、額の交付決定による計上、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金前年度決算剰余還付金は、額の確定による決算剰余還付金の計上、脳ドック検査自己負担金は、決算見込みによる計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額71億3千560万5千円に、補正額745万9千円を追加し、補正後の額を71億4千306万4千円にする

ものでございます。

4 ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額 7 4 5 万 9 千円を追加し、補正後の額を 7 1 億 4 千 3 0 6 万 4 千円にするものでございます。

5 ページです。第 2 表債務負担行為補正です。追加の分として、1 事業を記載のとおり追加するものでございます。

以上で議案第 7 7 号、令和 7 年度松前町一般会計補正予算(第 7 回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7 番近江君。

○7 番(近江武君) 1 点だけ、質問させてください。2 8 ページの 1 0 款 1 項 3 目教育振興費、1 7 節松前高校の備品購入とあります、2 4 2 万 6 千円、この内訳についてお願いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 教育委員会高橋事務局長。

○教育委員会事務局長(高橋潤一郎君) 近江議員のご質問にお答え致します。これは、旅館の方に宿舎の方をお願いしておりますけれども、その中に複数の人数を入れる予定になっております。そこで複数入れることによって、それを仕切るパーティションですとか、それからベッドですとか、勉強する机ですとか、そういったものを想定しているところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 7 番近江君。

○7 番(近江武君) 松前高校の全国募集につきましてですね、何人くらい募集するという想定しておりますでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 教育委員会高橋局長。

○教育委員会事務局長(高橋潤一郎君) 今まで、いろいろな活動を行ってきました。東京ですとか大阪に行ってフェアに参加して、対面でやってきたりとか、お試し地域留学という形で松前に赴いていただいたり。それから、その次からはオンラインで説明会などを行っております。

その最近のオンラインの説明会の中に入ってくる生徒、大体 1 0 人ぐらいと聞いております。これが、果たして 1 月に行われる出願に全て来るのかというのは定かではありませんが、かなりいい手応えはつかんでいるというふうなところでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

1 0 番堺君。

○1 0 番(堺繁光君) 2 3 ページ、2 項林業費 1 目林業振興費で第 7 節、今回 2 6 2 万 5 千円という結構な金額が補正で出てますけれども、これは、どれくらいの捕獲量だったんでしょうか。クマの捕獲量、教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 産業振興課長熊谷課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) 鳥獣被害対策の捕獲奨励金の関係のご質問でございます。ヒグマの捕獲ということで解釈致しました。令和 7 年度につきましては、4 月から現在までで 5 5 頭捕獲している状況でございます。

また、この奨励金に関しましては、シカの捕獲の部分、それからキツネ、タヌキの捕獲の部分の奨励金も含まれているところでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君)

○1 0 番(堺繁光君) およその数字と金額はわかったんですけど、来年の話をするとう鬼が笑うと言いますけれども、クマ捕獲、できれば春グマ駆除を当町から動き出してはどうか

と思うんですけどね。

この春グマ駆除、何年か停止したことによって、このクマが多く出るようになったのではないかというふうな推測致しますけども、いかがなものでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 産業振興課熊谷課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) 春クマ駆除の関係でございます。人里に来るクマの部分、それから、そういった部分で繁殖、ヒグマの繁殖を減少させるという部分で、北海道の方で春クマ駆除を実施しているところがございます、その他にハンターさんの育成という部分も含めた形で、道の方で春クマ、春期管理捕獲という部分で実施しているものでございます。

当町と致しましては猟友会とも相談しながら、そういった部分も協議しているところがございますけれども、長時間雪山に入る部分ですとか、どちらにしても現在のところハンターが不足しているという部分がありますので、現在の状況では、当町では実施しない方向で進めている状況ではあります。

○議長(伊藤幸司君) 10番堺君。

○10番(堺繁光君) ハンターの育成についてなんですけども、現在6名ぐらいいらっしゃるといふような把握はしてるんですが、その6名のうちの、実際クマを駆除するのに十分な経験の持ってる方ってのは3名ぐらいただと聞くんですけども、どうでしょうか、まだいます。

○議長(伊藤幸司君) 産業振興課熊谷課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) クマの捕獲の関係で、ご存じのとおり今年度も多くのクマを捕獲したという、出没も多かったということで、この関係につきましては、2名のハンターさんが対応しているという状況でございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 16ページ、2款5目12節ライドシェア、これ224万7千円は、先ほど伺ったところ、1月まで今の実証運行しているので、2月3月に対応したお金、補助になりますよというお話だったと思います。

それは、当初11月から始めて、11、12、1月と3ヶ月で実証実験区切ってという中での、2月3月もこれはやりますよという、年度内って言うんですかね、の予算だと思うんです。それはそれでいいと思うんです。

今、11月の頭から、1日から始まって1ヶ月経ちました。この1ヶ月の間の、何でしょう、こういうのに対しては手応えとは言わないと思うんですが、やった感じで、どれぐらいの利用者があって、どんな雰囲気だと。だから、時期、要するに来年の2月3月以降はもうちょっと場所を広げてみるよとか、お金を云々かんぬん。

それは終わって見ないと、1月に終わって見ないと何とも言えないでしょうけれども、今1ヶ月やった感じは、どれぐらいの利用者があってというような、なんか説明できる部分があれば、教えていただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課五十嵐課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 勇谷議員の、公共ライドシェア実施してからの1ヶ月のご質問でございます。

11月1日にスタートして1ヶ月ちょっと経ちました。11月の1ヶ月間の利用件数でございますが、22件の利用がございました。

それで、システムを導入しておりますので、様々なデータがとれております。ただ、私

どもとすれば、何回もご説明してるとおり、キャッシュレス化と、できればスマホでの利用を促進してございますけども、残念ながら電話での利用が19件、スマホでの利用が3件ということで、やっぱり利用者に関しましては高齢者の方が多いということで、まだまだ電話での利用が多いのかなという認識でございます。

利用されているデータを見ますと、自宅から薬局まで、金融機関まで、商業施設までという利用がなされておる状況でございます。1ヶ月の利用を見まして、委託している函館バスさんの方も空き時間、利用されていない時間を商業施設の前でチラシを運転手さんが配ったり、いろいろやっております。私どもとしまして、やはり周知不足があるのではないかということで、防災無線をかけたりしてございますし、今回の補助事業は3ヶ月間補助受けて実証していますので、来週函館の方で、函館バスさんの本社の方で、函館バスさんと私どもと運行委託支援業務をしているコンサルタント会社と、そこに運輸局さんも入っていただいて、1ヶ月のこのやった検証と残り1ヶ月どうしていくか、終わった後の運行をどうしていくかっていう協議の場を来週設けて、意見交換と今後の対応、対策を考えていく予定でございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) わかりました、22件の、1ヶ月で22件の利用。そのうち1件は私です。スマホのオーダーの3件っての私です、1件。

これ、システム的に使える、スマホを使えて、このライドシェア、電話でされる方も含めてなんですけど、これを利用してみよう、やってみようという人は、多分うんと元気なんですよね、おそらくは。

私も使ってみましたけども、本当に家の前まで来てくれて、1時に来てくださっていうオーダーをしたら、12時45分から来てました。それ、多分システムのエラーだと思うんですけども、私のスマホには1時、13時って書いてあったのが、車の方の画面には12時45って出てるんですね。そういうエラーもあつたりとかしたので、ちなみに私、パスモで決済したんです、したら残高がなかったっていう、それで現金で払ったんですけども。

いろいろやってみましたけども、これとっても、本当に家の前まで、病院のバスなんかも、おそらく病院に行くのは、病院のバスの場所に行くのも行けない、行ったはいいけども、病院のバスのステップが越せないという人が多いもので、おじいさん、おばあさん。そんなので、とてもいいんですと思うんです。さっきおっしゃってたように、もうちょっと、何て言うんですか、使ってみればいいのになつていうところが、私の思うところです、自分で使ってみて。

だから、これじゃああんまり使う人いないんでねっていうふうになつちゃって、料金が高くなつたりとかするのは、とても悲しいので、ちょっとその辺周知の方を地道にやっていただければ、これで少ない、少ない利用してる人ってことになれば、国の方でもどうなんでしょうね、補助金が入つたりとか何かそういうのあるんですか、よくわかんないですけど、どういう反応なるのか、何しろ始まったばかりなので、頑張ってください。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 私も3点ばかり聞かしてください。今のライドシェアの関係も1点、それとページ22ページの農林水産の3目畜産、報酬、費用弁償の関係。それと23ページの鳥獣対策です。

まず1点目、ライドシェアの実績は遠くから聞いてました、私も。それで、十分に活用されていないのはなぜかという問いかけを、事務方でしているのかということを知りたかったです。せっかく大きいお金、補助も入って大きいお金、機動力いくらでも発揮できるのに十分活用されていない。それで、その反省はどうか。

それと、これから民間にこのことをどういうふうに転換して、民間に補助を与えて運営してもらうとか、そういう考え方があるのか、今後の方策をお願いします。

それと2点目、参与さんが来てくれるっていうのは、すごく朝聞いて嬉しく思いました。大変だったんでないかなあと感じてました。

それで、今回の報酬というのは、何ヶ月分なんですか、費用弁償何十回分なんですかということと、もう1点は、改めて参与さんが来てくれるっていうことで、どのような仕事だとか役割を考えているのかということなんです。

3点目は、鳥獣被害対策ですけども、クマの関係、上川、まあすごかったですねえ。何か15頭ほど駆除していただいたという。

それで、クマの関係ではないんです。3日ほど前、シカ君が私の目の前に来て、お見合いをしました。

それともう1点、1点目はシカ駆除をどうにかしてもらえないかなということ。それと4、5頭で固まってるということですね。それともう1点はネズミ。今回、家庭菜園がほとんどダメージ受けてしまいました。それでネズミ駆除、畜産が担当なのか、町民課が担当なのか、ちょっとあれなんですけどね、こここのところの対策を聞いてみてくれやっという人がいたもんですからね。

まず1点目、ライドシェア、2点目、新しく、また再度来てくれる参与さん、それと鳥獣対策のシカとネズミについて、答弁できる範囲内をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課五十嵐課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 福原議員の、公共ライドシェアのご質問に答弁させていただきます。

まず、11月から3ヶ月間行っている国の実証実験においては、補助を申請する段階でやる内容を届けてございます。この内容は、3ヶ月間大きく変えられるものではございません。

先ほど勇谷議員のご質問にも答弁させていただきましたけれど、担当課としましては、やはり周知不足が一番考えられるだろうということで、町内会連合会の総会や民生委員の全体協議会でもいろいろご説明させていただいておりますけども、まず乗っていただいて、いいものだなあというのをわかっていたきたいと。

ただ、これもですね、なかなか難しいところで。車があつたり、100円バス、大漁くんバスに乗れる方はそちらを利用してございますので、まず、3ヶ月間やりますけども、来週3者集まって、残り1ヶ月どうしていくかという対策を考えてございますし、現段階で利用に関してのアンケート、アンケートも今中身詰めてございます。利用した方、全く利用されていない方の意見も踏まえて、今後公共ライドシェア、エリア、時間、金額を含めて検討はしていきたいと考えてございます。

民間、民間のというお話でございました。民間のハイヤー事業者が撤退して、担当課としましても、民間でタクシー事業運行していただけたところがないかということで探してはいたんですけども、ないということで公共ライドシェアに踏み切ったと。

福祉、介護タクシー、2社ございます。公共ライドシェアを運行することによって、利用者は公共ライドシェアと介護タクシーとは被らないところもございますけども、公共ラ

イドシェアを運行することによって、介護タクシーにどのような影響があるか。これは、2社ありますので、事業者ともどのような影響があったか、その辺の対話はしていきたいと考えてございますし、その2社もですね、今年度から公共交通の活性化協議会の委員になっていただいております。その辺で意見も伺いながら、どのような町と、公共ライドシェアとの住み分けができるのかということも検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点、3点目、産業振興課熊谷課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) まず、非常勤参与の関係の報酬、それから費用弁償に関する部分に関してでございます。

今回来ていただく非常勤参与については、報酬、週3日ほど来ていただくことを想定をしています。今回の補正予算に関しては今年度の部分ということで、1月から3月までの予算を計上させていただきました。費用弁償につきましても、それに伴う通勤と言いますか、そういう部分に関する費用弁償になるところでございます。

参与につきましては、畜産関係の助言をいただくということで、畜産関係について多く課題を持っているところでありますので、肉牛改良センターの整備にも関わっていただきました。三谷さんについて、助言をいただくような形でございます。

内容につきましては、肉牛改良センターの運営に関する部分ですとか、新規就農者の、現在賃貸型牛舎で就農してます新規就農者の今後の部分ですとか、乾牧草の収量、品質の今後の部分ですとか、肥育の事業に進めて行くにあたりまして、課題、今後に向けた検討という部分も、助言いただければというふうに考えているところでございます。

続いて、シカの関係でございます。今回の鳥獣被害防止対策の奨励金の中に、先ほども答弁させていただきました、シカの部分も入っているところでございます。

当初予算では、200頭の捕獲の予算で計上させていただいたんですけども、今回の補正で、更に150頭分の捕獲の補正をさせていただいているところであります。

シカに関しては、高い繁殖力がありまして、またハンターさんの不足、減少ですとかいろんな部分の要因から、増加している部分があるかと思えます。

また、町内でも自動車事故の関係、衝突事故、実は私の妻も先日事故をおこしまして、シカとぶつかって、結構バンパーがいかれて大損害をおきている状況でございます。そういった部分で、シカの捕獲の予算も計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 福原議員、ネズミに関してはですね、今回予算に計上してませんので、除いてください。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点目のライドシェアの関係なんですけども、町の中をこう健康づくりで走る人が多いんですけど、それで一番心配したのは、公共タクシーが動くことによって、福祉の関係の二つの民間企業がダメージを受けるんでないかなと、僕は思ったんですよ。そしたら料金が低いのに、利用は下がらなかったんです、私見てる範囲内では。

それで、やはり運行時間であり、システムであり、そして町民が何を求めているかってもう一度精査してもらいたいなど。料金が安いのに、何で利用しないのかっていうことなんですよ。そこのところもう一回、精査してみたいです。そしてね、前向きにね、進めてほしい。

それと、2点目の再度採用していただいた参事さん、きつともって畜産に希望を持って研修生として入って来た青年達は、すごく大きい力になると思うんですよ。それで、いろ

んな多岐にわたっていろいろ助言を求めて、そして、この人達が一本立ちして、新しい研修生がどんどん入って来るような、システムにまで持っていってあげればいいなあという期待感があったもんですから、すごくこう参事さんが来てくれること、嬉しい発表でした。

そんなことで、農林畜産課の、町長が以前、前の時でしたか、畜産に力を入れるということを知ったもんですから、その一つの表れかなと僕は評価しておりましたんでね、いっぱい活用してほしいと思ってました。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課五十嵐課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 公共ライドシェアにつきましては、全て、11月の利用につきましてもですね、乗降者場所、乗った方、年齢、住所等、スマホで登録された方と乗った時間帯も全てデータをとってございます。

この3ヶ月間、このデータを取りつつ、町内の福祉タクシー、介護タクシーの事業者とも対話をしながら、より良いものに今後していきたいと考えてございますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、産業振興課熊谷課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) 畜産の部分の新規就農者の関係でございます。現在6棟ある賃貸型牛舎で5名の方が新規就農を済ませております。この春にも、4月から若い女性の方が新規就農でしておりところでございます。研修生も1人いまして、その方も来年、再来年の新規就農に向けて研修をしているところでございますので、その辺の部分に関しても助言なりをいただきながら、進めて行きたいと考えているところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 同じく、2款1項5目ライドシェアについてお聞き致します。もう1点が、27ページ、9款1項2目の避難路維持委託料の2点をお伺いしたいと思いますけれども、最初にライドシェアについてですけれども、先ほど福原議員の方から、介護福祉タクシーの方の利用率がそんなにというお話あったんですけれども、ハイヤーなくなってから、そもそもそんなに増えなかったんじゃないのかっていうところもあるのかなっていうふうに感じておりますし、また、少し検証する中で、普段病院通院に使ってる人がそもそも多かったのかなと、元々のハイヤーですね、そっから買い物とかそういうのが多かったのかなと思いますので、それがなくなった中で、病院バスの方の利用率がどうなったかとか、そういうところも含めて、しっかり検証しないとと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、やっぱり利用するにあたって、先ほど勇谷議員使ったと言ってるんですけども、私の知り合いも第1号として乗車しております。それは、本当始まった時に利用したんですけれども、その方は、夜ご飯食べに行くために車を乗り捨てて、翌日それを取りに行くために利用したらいいんですけれども、使い方のパターン様々あると思います。時間のニーズに合致するかはわかりませんが、やはりこういうふうに使えよとか、そういうアナウンスをすることも重要だと思いますし、パッケージじゃないですけども、みんなちょっと買い物行ってみようみたいな取組もしていくということも一つだと思います。

そして、少しこのスマホアプリに、利用ってところに固執しない方がいいのかなと。電話で今予約取れるのであるならば、電話でもらって、まず乗ってもらってっていうところからスタートするのがいいのかなと思うんですけども、その辺りの点、ちょっと、こういう私意見あるんですけども、何かご意見いただきたいというのと。

避難路維持委託料の追加の分なんですけれども、作業時間が増えてとご説明がございました。これから冬場が迎える中で、やっぱり除雪ってところをやらないと、寒い中避難する時、幹線道路とかにも上がれない状況があるようだったら、凍死するような可能性もあると思いますけれども、今回この追加によって、冬場も避難路っていうのは維持できるものなのかどうかという確認だけさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課五十嵐課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 齋木議員の、公共ライドシェアのご質問にご答弁させていただきます。

先ほど、勇谷議員のご質問にも答弁させていただきましたけど、1ヶ月のデータをとってございます。それで来週委託している函館バスさんと今回の公共ライドシェアの実証に関して、委託運行の支援を委託している北海道開発技術センター、そこに函館の運輸支局さんも入っていただくことになってございます。

そこで様々な議論をしていきたいと考えてございますし、北海道開発技術センターさんにつきましては、松前町の交通公共計画をつくった時の委託業者でございます。松前町のスクールバス、病院バス、タクシー、介護タクシー、全ての熟知している業者でございますので、その辺も含めて検討、話し合いの場を来週設けてございます。

次にスマホ、スマホの利用でございます。これはですね、私もなぜスマホスマホということでございますけども、今回国の実証実験の補助をいただいております。国の方がですね、やはりDX推進してございまして、やはり補助事業採択するためには、これを強く推してやったという現状もございまして、スマホをやることによって実際の、22件しかないんですけども、実際電話で繋がらないとか、そういうこともなく簡単にできるというのは推してやっておりますけども、そこまで固執してございません。

結果が22件、そのうち勇谷議員さんもおりますので、ほぼほぼ電話だというのも私どもわかってございますし、町の様々な施策を展開するのにも、やはり高齢者のスマホの利用に関しては、なかなか進めていくのにも難しい点もございまして、そこまで固執はしておりませんが、やはり今後国の補助事業3ヶ年申請していく中で、この辺は必須項目でございますので、極力スマホを使っていただくように努力するという姿勢は持ちつつ、電話でも全然構いませんし、今国の補助事業をやるにあたっては、こういうことをやりましてもう届けて交付決定いただいておりますので、2月3月は町の単独費でやることとなります。

収入に関しては、町が収入する、函館バスさんの方で収入して、その収入を差し引いた額を委託料で払うという、もう町単独でやることとなりますので、実際交通空白事業も全国的に展開し、先進地はPR不足のために1日無料デーというものをやってる市町村もございます。

いろいろなやり方がありますので、もう少しPRをして、使っていただきたいと。時間帯もデータを見ると午前から午後3時くらいまで、まんべんなく利用されてございます。朝と午後からもそんなに変わらないような利用の今状況になっております。その辺も分析して、どのような使い方がいいのか、齋木議員おっしゃるようないろいろな使い方があると思いますので、私ども取ってるデータでは、やはり薬局さんと金融機関と商業施設が一番多いかなというふうに考えてございます。その辺も含めて、来週また様々な意見交換して、1月残り1ヶ月の補助事業機関に、どのような施策をうっていった方がいいのかというのを検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、総務課長。

○総務課長(斉藤明君) 避難路維持委託料の増額分、205万1千円のまず内訳なんですけども、今年夏ちょっと暑くて、草の伸びも早くて、その草刈り分の増額の計上と避難路、要は避難して高台まで行った時に、近くに例えば農道とか町道がある場合に、そこまで接続するための草刈りや除雪分の費用の増を今回見込んで、補正増したところであります。以上です。

そうです、この分、冬期の除排雪の委託料分も含んでおります。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) ライドシェアの方は、そうですね、スマホアプリにはこだわってないということ。ですけど、最終的にはそこを目指さなければいけないということだと思いますので、まずは、ただ乗っていただかないと何も始まりませんし、19件とか、こういう20ちょっとでデータ解析っていうのも少し難しいというか、本当にニーズにあってるのかどうかっていうところを合致させるの難しいと思いますけど、いい方向に行くように周知、また住民の方達のですね、ロコミが何より大切だと思いますので、それを広めれるようお願いしたいなというふうに思います。

避難路の方は、さっきの答弁でわかりましたので、住民の命を守るように、避難路を維持していただきたいなと思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認めます、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

本日の会議はこの程度に留め、議事の都合により散会と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれをもって延会することに決定致しました。

失礼致しました、これをもって散会することに決定致しました。

本日は、これをもって散会致します。

なお、明日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦労様でした。

(散会 午後 3時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 沼 山 雄 平

署名議員 福 原 英 夫

令和7年12月11日（木曜日）第2号

令和 7 年
松前町議会第 4 回定例会
令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議案第 7 8 号 令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
 - 日程第 3 議案第 7 9 号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
 - 日程第 4 議案第 8 0 号 令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
 - 日程第 5 議案第 8 1 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算（第 3 回）
-

◎議事日程の追加

- 日程第 6 議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
 - 日程第 7 議案第 8 5 号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
 - 日程第 8 議案第 8 6 号 松前半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について
 - 日程第 9 議案第 8 8 号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 0 議案第 8 9 号 松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 1 議案第 9 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 2 議案第 9 1 号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 3 議案第 9 2 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算（第 4 回）
 - 日程第 1 4 新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告について
 - 日程第 1 5 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - 日程第 1 6 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 7 8 号 令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 3 議案第 7 9 号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 4 議案第 8 0 号 令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 5 議案第 8 1 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 6 議案第 8 4 号 松前町乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準

- を定める条例制定について
- 日程第7 議案第85号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第8 議案第86号 松前半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第9 議案第88号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第89号 松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第90号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第91号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第92号 令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)
- 日程第14 新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告について
- 日程第15 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第16 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員(11名)

議長	11番	伊藤幸司君	副議長	10番	堺繁光君
	1番	齋木良太君		2番	勇谷鷹宇君
	3番	三浦昭雄君		4番	飯田幸仁君
	5番	沼山雄平君		6番	福原英夫君
	7番	近江武君		8番	梶谷康介君
	9番	齊藤勝君			

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町長	若佐智弘君	副町長	尾坂一範君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長		総務課長補佐兼選挙管理委員会事務局書記次長	
	斉藤明君		佐藤朋英君
政策財政課長	五十嵐愛之君	政策財政課長補佐	佐藤巧君
脱炭素推進課長	佐々木弘幸君	税務会計課長兼会計管理者	斉藤浩君
保健福祉課長兼清部保育所長	松村陽子君	清部保育所次長	村井真由美君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		町民課長補佐兼大島支所次長兼小島支所次長兼大沢支所次長	
	福井純一君		吉田絹子君
産業振興課長兼農業委員会事務局長兼肉牛改良センター所長兼水産センター所長		産業振興課参事	田中建一君
	熊谷直実君	産業振興課長補佐	佐藤佳智君
産業振興課主幹兼水産センター次長		産業振興課主幹	岩島朋也君
	阿部亮君	産業振興課主幹兼肉牛改良センター次長	
建設水道課長	横山義和君		船尾慶人君

建設水道課長補佐 河野光治君
病院事務局長 鍋島孝明君
病院事務局長 小平裕一君
教育委員会事務局長兼学校給食センター所長
高橋潤一郎君
監査委員 藤崎秀人君

建設水道課長補佐 五十嵐範明君
病院事務局長 斉藤広文君
教育長 宮島武司君
教育委員会事務局長 佐々木俊典君
教育委員会事務局長 高橋博君
議会事務局長兼監査委員事務局長
白川義則君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 白川義則君
議会事務局長 倉田歩実君

議会事務局長 小野寺孝也君

◎開議宣告

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。
直ちに会議を開きます。

◎議事日程

○議長(伊藤幸司君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時01分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番近江武君、
8番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

◎議案第78号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議案第78号、令和7年度松前町国民健康保険特別会計
補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(福井純一君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第78号、令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予
算(第2回)について、その内容をご説明致します。

令和7年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによ
るものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ107万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9千81
5万3千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の
区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予
算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細によりご説明させていただきます。7ページを
お開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費で、29万7千円の追加計上です。13節市町
村事務処理標準システム住所データライセンス使用料で、29万7千円の計上です。事務
処理システムの標準化に伴い、全国の住所データライセンス費用が発生することによる計

上でございます。

8 ページです。2 款 1 項 2 目療養費で、3 4 万 2 千円の追加計上です。1 8 節療養費で、3 4 万 2 千円の計上で、年度末までの見込みによる計上です。

9 ページです。7 款 1 項 2 目保険給付費等交付金償還金で、4 4 万円の追加計上です。2 2 節保険給付費等交付金償還金で 4 4 万円の計上で、令和 6 年度の交付金の額の確定によるもので、北海道への返還金でございます。

以上が、歳出です。次に歳入です。6 ページへお戻り願います。

2. 歳入です。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金で、1 0 7 万 9 千円の追加計上です。1 節保険給付費等交付金普通交付金で、3 4 万 2 千円の計上で、療養費の増加によるものでございます。2 節保険給付費等交付金特別交付金で、7 3 万 7 千円の計上で、歳出の額に対しての財源調整でございます。

以上が歳入です。2 ページへお戻り願います。

第 1 表歳入歳出予算補正事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額 9 億 9 千 7 0 7 万 4 千円に、補正額 1 0 7 万 9 千円を追加し、補正後の額を 9 億 9 千 8 1 5 万 3 千円にするものでございます。

3 ページです。歳出です。歳出につきましても、歳入同様補正前の額に補正額 1 0 7 万 9 千円を追加し、補正後の額を 9 億 9 千 8 1 5 万 3 千円にするものでございます。

以上が、議案第 7 8 号、令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第 7 8 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 9 号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第 3、議案第 7 9 号、令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(松村陽子君) ただ今議題となりました議案第 7 9 号、令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)は、次に定めるところによるものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。第 1 項は既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 9 千 6 3 3 万 7 千円にしようとするものでございます。第 2 項と致しまして、歳入歳

出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、始めに保険事業勘定、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。9ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款2項1目賦課徴収費では、10節需用費で7万円の増額です。これは、システムの標準化に伴い、これに対応した納付書を作成するための費用です。

次に、10ページです。1款4項1目計画推進費で、78万8千円の増額補正です。これは、来年度予定しております第10期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に向けて地域の実態調査を行うための経費で、消耗品で5万円、通信運搬費で73万8千円を増額補正しようとするものです。

以上が保険事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。8ページへお戻り願います。

2. 歳入です。6款1項1目一般会計繰入金では、3節事務費繰入金で、85万8千円の増額計上となっております。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。次に、4ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(保険事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額10億9千547万9千円に今回85万8千円を追加し、補正後の額を10億9千633万7千円にしようとするものです。

次に、5ページをお開き願います。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億9千633万7千円にしようとするものです。

以上が議案第79号、令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第79号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第80号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(福井純一君) ただ今議題となりました議案第80号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明致します。

令和7年度松前町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千715万9千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細によりご説明させていただきます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款2項1目徴収費で、7万円の追加計上です。10節印刷製本費で、7万円の計上です。これは、システムの標準化に伴う指定用紙の印刷に係る費用の計上でございます。

以上が歳出です。次に、歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料で、7万円の追加計上です。1節現年度分保険料で、7万円の計上です。これは、歳出の額に対しての財源調整です。

以上が歳入です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。歳入合計、補正前の額1億5千708万9千円に、補正後の額7万円を追加し、補正後の額を1億5千715万9千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出につきましても歳入同様、補正前の額に補正額7万円を追加し、補正後の額を1億5千715万9千円にするものでございます。

以上が議案第80号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第80号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号 令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第81号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(鍋島孝明君) ただ今議題となりました議案第81号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。第1条は、総則でございまして。令和7年度松前町病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものです。

第2条は、収益的収入及び支出でございまして。令和7年度松前町病院事業会計予算(以

下「予算」と言う。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

収入でございます。第1款病院事業収益は、既決予定額12億3千523万8千円に、今回30万円を追加し、補正後の予定額を12億3千553万8千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第2項では医業外収益、既決予定額2億1千516万7千円に、今回30万円を追加し、補正後の予定額を2億1千546万7千円に致そうとするもので、その他医業外収益に係る分を追加致そうとするものです。

支出でございます。第1款病院事業費用は、既決予定額15億3千794万9千円から、今回2千232万9千円を減額し、補正後の予定額を15億1千562万円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用、既決予定額15億1千856万3千円から、今回2千232万9千円を減額し、補正後の予定額を14億9千623万4千円に致そうとするものであります。経費で庁舎等の修繕費などを追加する一方、給与費で育児休業や退職などにより、給料及び手当に係る分を減額致そうとするものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号、職員給与費、既決予定額9億1千724万7千円から、今回2千456万9千円を減額し、補正後の予定額を8億9千267万8千円に改めようとするものでございます。

予算実施計画他、関係書類につきましては、2ページから14ページに、予算に関する参考資料につきましては、15ページにそれぞれ添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第81号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時35分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎諸般の報告

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご

了承願います。

◎議事日程の追加の議決

○議長(伊藤幸司君) 日程追加についてを議題と致します。

この際、議事日程第2号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第2号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

◎議案第84号 松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

◎議案第85号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第84号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第7、議案第85号、松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、以上2件を一括議題とし、厚生文教常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員会委員長福原英夫君。

○厚生文教常任委員会委員長(福原英夫君) 議案審査報告書の提出について。令和7年12月10日、松前町議会第4回定例会において、会期中に審査を要すべき事件として本委員会に付託された議案第84号及び議案第85号について、審査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり議案審査報告書を提出致します。

審査年月日、出席委員及び出席説明員は記載のとおりです。

審査の結果、議案第84号、松前町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第85号、松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。始めに、議案第84号に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立による採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
本案に対する委員長報告は可決です。これより起立による採決を行います。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。
よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第86号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第86号、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長(斉藤浩君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第86号、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について、その内容をご説明申し上げます。

この条例は、半島振興法に基づき、地域の産業振興を目的として特定の事業に対し、固定資産税の不均一課税を適用するものです。対象となる事業は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業など、これらの事業に使用する施設や設備を新設、または増設した場合に3年間固定資産税について、優遇措置が適用されるというものです。これらに対する固定資産税の優遇措置ですが、通常の税率は1.4%ですが、対象となる資産については取得の翌年の第1年度目は10分の1の0.14%、その翌年の第2年度目が4分の1の0.35%、更にその翌年の第3年度目が2分の1の0.7%となっております。

しかしながら、過疎地域持続的発展支援特別措置法に基づき規定している松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例では、同様の業種、資産について、3年間固定資産税が全額免除される旨、規定されております。このため、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例による軽減措置は、松前町過疎地域における課税免除制度と比べて優位性が失われており、実質的な役割は終えたものと判断致しました。よって、今後は松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による支援に一本化するため、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止しようとするものです。

次に、附則です。この条例は、附則の公布の日から施行しようとするものです。

以上が、議案第86号、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の内容です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第86号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第88号、松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) ただ今議題となりました議案第88号、松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

それでは、議案の末尾に添付しております説明資料新旧対照表、タブレット上の5ページをご覧ください。下段の説明欄です。家畜の受精卵移植に対する手数料にかかる受精卵代の実費については、家畜市場の価格は牛の血統による価格変動が見られることから、優良な受精卵による牛群整備及び改良を促し、農業経営の安定を図るため、令和5年度から令和7年度までの間、減額する特例措置を設けていますが、畜産農家の経営の安定と事業の継続を支援することを目的とし、現在の令和7年度までの特例措置を令和10年度まで延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容でございます。附則に第3項につきまして、現行下線部分令和7年度を、改正案下線部のとおり令和10年度に改めようとするものであります。

また、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が議案第88号、松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第88号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号 松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第89号、松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(松村陽子君) ただ今議題となりました議案第89号、松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

添付の説明資料、タブレット上の5ページをお開き願います。新旧対照表の下段説明欄をご覧ください。

今回の改正につきましては、静浦町内会が所有する静浦町内会館を無償で譲り受け、高齢者の健康増進を図る老人福祉施設として、静浦会館を設置し、小島地区の災害時避難施設としても、町において管理できる体制をとるため、条例を改正しようとするものでございます。

次に、改正案の内容でございます。第2条は名称及び位置で、改正案下線部分のとおり、月島福祉の家の次に新たに静浦会館を加えようとするものでございます。

次に、附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行致そうとするものでございます。

以上が、議案第89号、松前町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 町内会館のちょっと管理であるとか、そういうところ決算の時も私聞いたところであるんですけども、今回町内会館を無償で譲り受け、静浦会館として設置するということなんですけれども、このような流れとなった経緯ってものを教えていただきたいんですけども、これは町内会から出た話なのか、それとも、町から話を持ちかけたものなのかっていうところを教えていただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時48分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(尾坂一範君) 齋木議員のご質問にお答え申し上げます。譲り受けるための経緯というふうなことで、静浦町内会の方から数年前から維持、運営がかなり厳しくなったというふうな形で、要望なり、三役が来て要望なり、数年前からされていたところでありませう。

その間いろいろ、運営費の補助だとか様々なことも検討したんですが、あすこの地域については、小島地区全体、高台のまず避難所がないというふうな観点もありまして、静浦町内会館で運営できないのであれば、どうしてもやっぱり町としても必要な高台にある施設ということで、このたび譲り受けを、無償で譲り受けっていうふうな形で考えまして、

今回条例改正というふうな形になったわけでありまして。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 経緯としては、町内会としての維持が難しくなったということで理解したんですけれども、今回この会館を譲り受けるにあたって、静浦町内会自体を解散するってことでないってことですよ。そうすると、今まで自分達で管理してたお金がかからなくなるっていう、そこの地区に関してはメリットがあると思いますけれども、そうした中で他の地区ですね、自分達で、決算の時にもいろいろ教えていただきましたけれども、その人達の価値観とかそういうものを担保しつつ、老朽化なども対処していただいているっていう、ご回答いただいたところでありましてけれども、譲り受けてしまったがための他の地区への公平性っていうのは、保たれるものなのではないでしょうか。どうお考えか、副町長、教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(尾坂一範君) 今回の静浦の町内会館については、前段でお話したとおりで、当然他にも町内会が自ら所有している町内会館何箇所かあります。現時点では、それぞれ自らの予算って言うか、会費の中で賄って運営をしていただいているところではあるんですが、今後、将来に向かっての考え方としては、当然人口減少だとかも予想している中で、それぞれの地区で、町内会で運営ができないというふうな可能性も当然予想されるわけがあります。

その他にも維持補修だとか、そういうふうにも多額にかかってくるような場合も考えますので、その時点では、それぞれの町内会と相談しながら、今後のあり方、他にも町所有の生改センターなり寿の家などたくさんありますので、その辺のことも考慮しながら、どういうふうな施設がいいのか、集会施設として各地域、今の町内会で一つずつ必要なのかとか、そういう再編の部分を含めて、近い将来は検討していく必要があるというふうにご考えておりますので、今回は静浦だけというふうな形にはなるんですけども、将来的には、他のところも可能性はあるんじゃないかというふうにご考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 私は自主運営してるところに住んでるわけなんですけれども、やはり会費をもらいつつ、それで担って、保ってるっていう状況ですので、今回はそういう以前からの経緯があり、やはり管理が難しいというところでの話だったということなんですけれども、これは早急に何か修繕とかそういうものがかかってくるものではなく、今現在がやっぱり難しい、今後に向けてっていうことなのかっていうことをご答弁いただきたいのと、ここに町内会長であり、議員である方達もいます。飯田議員や福原議員が、これどう考えているのかっていうのは、ちょっと聞きたいところではありますけれども。

やはり副町長の答弁の中で、様々な施設を統合化してくっていくのは賛成でございまして、それが財政の健全化にも向かって行くものと思いますが、やはり急に公に移管しますとなると、将来に向かっては、各町内会と話すということではありますけれども、やはりある程度の、そこの静浦町内会の負担は残すべきのような、この移管の方法をした方が、私は公平性は保てるかなというふうな思いはあるんですけども、そういう検討などはあったのかどうか、その点を最後にご答弁いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(尾坂一範君) 前段でもお話しましたが、静浦の関係については、やはり大きな考え方、町の考え方としては、避難所としてやはり必要だと。茂草、静浦、赤神を考えた場合、高台にあるのはまずのそこの1箇所というふうな形で、更に今年発表された日本海

の津波被害想定、相当数が犠牲になるだろうというふうな発表も道の方からありました。

それで、今の静浦町内会館だけでは、ちょっと厳しいのではないかと、今の建物では。だから来年度以降に向けて、避難所としての機能もどうするかなども考えていく必要があるというふうに考えておりますことから、そのような形で進んだところであります。以上でご理解願います。

修繕等につきましては、今現在、各町内会館を持っているところについては、100万円までは、2分の1の修繕という形でやっておりますが、今後当然金額も払える払えない、負担できるとか、そういうのも踏まえて検討していく必要があると。

その他の光熱水費に関しては、100%こちらの方で補助金として出しているのが現状でございます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前10時55分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(尾坂一範君) 今の静浦の会館につきましては、緊急にですね、ある程度早めにやらなければならない水回り、トイレの関係もあります。ある程度避難者が多くなった場合、今の現状のトイレの数で足りるのかとか、そういう議論もこれから進めて行く考えであります。

水回りの他に、その他にもいろいろ、施設の大きさだとか、当然そういうのも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、静浦会館、町内会だけでは当然無理だと判断しまして、町の方で無償でもらいながら、そういう避難所機能も充実させていくというふうな考えに至ったということでございますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時56分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(尾坂一範君) 負担の関係です。今現在は、町内会所有の持ち物という形で、基本的には会費の中でまかなってもらっているというふうな形ではありますが、今後、当然静浦みたく維持ができなくなった場合とかも考えて、町としては、先ほど答弁したあり方もですね、各施設のことも含めて考えていかなければならないというふうに考えております。

まず、自分達の施設は自分達で守るんだというふうな考え方を持っていただきながら、やっぱり会費、人口が少なくなると、当然そういう収入でまかなえなくなった場合については、町の方で静浦のような形で考えていくのか、また近いところの統廃合だとかも考えていくのかというふうな議論をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時57分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(尾坂一範君) 静浦の方々が使った場合、当然町が所管になれば、基本的にそういう町内会の会議だとか、そういう時は全部無償。ただ、葬儀、個人的なものにつきましては、町の条例の中のルールで料金をいただくというふうな形で考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 副町長言われることは、よくわかるんですよ。でも、あともう一つ、茂草のございますよね。それで、建設した経過経緯が、余所の地域と全く違うはずですよ、補償でありってという関係があったんでないかな。

それで、維持管理費、光熱水費、このものが中心でないかなと思うんですよね。ですから、人口減でどうしても対応できなくなったきた施設も、やはり松前町としたら抜本的に運営を結託して、するんだよというメッセージがあった方がいいかもしれない。そうでないと、ただ避難場所だ避難場所だと言ってても、これから負債がかかるから、経費がかかるから、町で頼むよって言われても、やはり経過経緯があるもんだからね、うんとは言えなかったわけさ、僕自身は。

だから、そんなことで今後の方向性をきちっと定めてほしいと。まとまったら別の場面でも伝えてほしいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 私の方から答弁させていただきます。静浦町内会の方からは、会員数も少なくなり、そして利用者も少なくなったということで、維持管理が厳しいと。

それで、状況を見ますとトイレ等、様々直さなきゃないと。そういう状況にあるけれど、現状の中では町内会の負担もあると、その負担すらちょっと難しいというお話が数年前から出ておりました。そういった中で、既にこの静浦町内会館は小島地区の高台にある、茂草から赤神までの間で唯一の高台にある避難所でございます、この避難所が町内会で運営できないということで閉鎖されると、全く避難所自体がなくなると、津波等に対する。

それで、今喫緊に、何とかやはり引き受けてくれないかというお話もありますので、先ほどおっしゃったように、まだ他にも町内会館持ってる場所あります、自前で。それで、私ども将来的なあり方を踏まえて、そして、修繕に対する補助金のあり方、こういうものも踏まえながら、将来的なものを今、再度構築していこうということで、今協議を進めております。

ただ、今ここで閉められると、避難所がなくなるという、こういう緊急性のあるものだけは、ぜひ守っていききたいということで考えて、あすこはみんな。実際これまでも何度か津波の警報等あった時に、いろんな、他の町内会の方々も利用してる場所がございますので、このところは何としても維持、継続していくことが必要だという判断の下で、こういう譲渡を受けるという形になりました。

その他の町内会館につきましても、きちんと各町内会長、地域の方々とお話しして、今後のあり方を精査して進めて行きたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 考え方、十分わかります。ただ、町内会ってというのは、寺子があり、神社があると、こういっぱいあるんですよ。だから、それ全部自主管理、自主運営をほとんどの地区でやっておりますんでね、そう考えていくと、全てが人口減だからという考え方だけではすまなくなる時代が、もう目の前に来ているなあって思っていました。

ですから、寺子一つ、お墓一つもそうです。上川であればお墓管理してもってますんでね。だから、そういう三つの分野がこれから如実に現れてきますんでね、そののちを含まれて、きちっと考えていただければなど。

自主運営できる間はいいです。できなくなってきましたんで、そんなことで考えてください。答弁はいりません。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

4番飯田君。

○4番(飯田幸仁君) ちょっと渦中でありますので、申し上げにくいんですが、定義をですね、今町内会館っていう扱いになっておりますので、ぜひとも考え方を公民館っていう位置付けっていうか、定義みたいな形で進めて行ってもらえれば、何かと方向性が決まってくるのではないかなと、そのように思っております。

今回の静浦のことに關しましては、やはり災害のことを考えますとですね、私も町では必要なものだと思っております。ですが、他の例えば町内会館っていう扱いと、町の施設って扱いが、あまりにも格差が大きいので、全体的に見て、公民館としての役割ということについて、もう一度町の方で話を進めて行ってもらえればなど、そのように感じておりますので、町長の方から何か一言頂戴したいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 今、公民館ということで。確かにそれぞれの町内会館、必要な施設であります。ただ、今冠婚葬祭のあり方も変わってきた中で、そしてまた、災害というものについて備えるという意味合いもありまして、先ほど副町長の方から答弁したように、本当に各町内会に一つ必要なのか、どういう形態がいいのか。そして大きさも含めて、いろいろ議論していかなきゃならないと思います。

そして、今各町内会人口減少で維持管理が難しい状況になっております。町としても全てできればいいんですけど、やはり急ぐところ、そしてまた町の財政状況を踏まえながら、将来的なものを構想しっかり持って、取り組んでいかなきゃならない。

これは、それぞれ様々な、道路にかかっていて移転補償とか、そういう財源があったんで建てた町内会館もあります。そういった中であって、やはり今後の松前町全体のそれぞれの集会所というか、そういうもののあり方自体をしっかりと見極めながら、各地域の町内会長さん、そして地域の皆さんと協議をしながら、そういう将来的な姿をまとめていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第89号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第90号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第90号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の新旧対照表の2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。下段の説明欄です。職員の休暇につきましては、暦年単位で付与していましたが、職員の任用や移動は年度を基本としており、また会計年度任用職員の休暇は年度単位で付与されていることから、職員についても休暇の付与を年度単位とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、年次有給休暇の付与については、令和8年度に限り経過措置を設けようとするものであります。

次に、年次有給休暇付与のイメージであります。令和8年1月1日に、令和8年1月1日から令和8年3月と、令和8年4月から令和8年12月の合計12ヶ月分の休暇20日を付与し、繰越分を含めて最大40日となります。

令和8年4月1日に、条例の施行日前から引き続き在職する職員には、令和9年1月から令和9年3月の3ヶ月分の休暇5日を付与し、繰越分を含めて最大45日となります。

令和9年4月1日に、令和9年4月1日から令和10年3月の12ヶ月分の休暇20日を付与し、繰越分を含めて最大40日となり、この先も4月から3月までの年度単位とするものであります。

改正案の内容は、1ページ、タブレット上の5ページの新旧対照表のとおり、年を年度に改めようとするものです。

次に、附則であります。附則第1項は、施行期日で、この条例は、令和8年4月1日から施行致そうとするものであります。

2ページ、タブレット上の6ページです。附則第2項は、経過措置で、この条例の施行の日前から引き続き在職する職員に対しては、当該職員の令和8年における年次有給休暇の施行日現在の在日数のほか、改正後の第12条第1項の規定に関わらず、施行日に5日、育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、そのものの勤務時間等を考慮して、5日を超えない範囲で規則で定める日数を与えようとするものであります。

以上が、議案第90号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第90号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第91号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(松村陽子君) ただ今議題となりました議案第91号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

添付の説明資料、新旧対照表4ページの下段説明欄、タブレット上の8ページ下段をご覧ください。

今回の改正の内容につきましては、児童福祉法等の一部を改正法律が公布され、保育所等の職員による、虐待に関する通報義務等の創設及び保育体制の整備に係る特例が一般制度化されたことから、関係条例を整理し、改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございます。説明資料新旧対照表1ページをお開き願います。右側改正案の下線部分のとおり改正しようとするもので、第1条は、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

児童養護施設などを対象とする被措置児童等の虐待について、虐待を発見した場合の通告義務など、その対象となる施設に保育所や認定こども園を追加するため、児童福祉法及び認定こども園法が改正され、両法律の引用している条文を改正しようとするものです。

説明資料2ページをお開き願います。第2条による改正では、松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、第1条の改正同様、虐待対応の強化のために、児童福祉法が改正されたことにより、第12条、虐待等の禁止では、引用条文を改正しようとするものです。

また、第17条、利用乳幼児及び職員健康診断では、母子保健法に基づく健康診査、いわゆる市町村で実施している乳幼児検診の内容が、保育所等の検診の一部に相当すると認められる時は、保育所等の検診の全部、または一部行わないことができるとする、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正が、内閣府令により公布されたことによる改正です。

更に、説明資料2ページ、下段、第23条職員から、説明資料4ページ中段、附則第9条までは、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されることによる改正であり、保育士の資格に言及している規定に対し、地域限定保育士を併記しようとするものでございます。地域限定保育士とは、都道府県等が実施する地域限定保育士試験に合格したものは、都道府県等の区域内に限り児童への保育を行うことができるというものでございますが、現在北海道では、国から地域限定保育士に係る認可を受け

ておりません。

第3条による改正では、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、第1条及び第2条による改正と同様、虐待対応の評価のための法改正により、第12条、虐待等の禁止において、引用条文を改正しようとするものです。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものと致します。

以上が、議案第91号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第91号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号 令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第92号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(鍋島孝明君) ただ今議題となりました議案第92号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

1ページよりご説明申し上げます。第1条は、総則でございます。令和7年度松前町病院事業会計の補正予算(第4回)は、次に定めるところによるものです。

第2条では、令和7年度松前町病院事業会計予算第10条の次に、次の1条を加えようとするものであります。

第11条、債務負担行為として、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと致そうとするものであります。その内容でございますが、事項は松前町立松前病院給排水設備等改修工事実施設計業務委託料、期間は令和8年度、限度額は当該委託料総額999万9千円を限度とし、令和8年度において支払う。なお、当該委託事業の概要を参考資料として2ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第92号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) いくつか質問させてください。

今回提案された案件について、ここまでに来るまでに約、スプリンクラーの設置であり、

エアコンを設置したりと、2億円以上を費やしてるわけです。今回は実施設計ということで。

それと、この内容も書かれておりますけども、このものだけで松前町の病院を、どのような方向でもって行くのかっていうのが見えなかったんです。長寿化にするのか、はっきり言いましてね、長寿命化方式をとって行くのか。そして、将来的には病院を建設する、それは財政が安定して、人口が安定して、そういうふうなところまで考えている。まず、この提案した内容について、ご答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時19分)

(再開 午前11時19分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今のご質問でございます。まず、スプリンクラー、エアコンのお話ありました。スプリンクラーに関しましては、これは消防法上期限がありまして、やらなければ、病院としての機能を果たさないということで取組をさせていただきました。そしてまた、エアコンに関しましては、コロナ禍において、やはりコロナのまん延を病院として防ぐということで、入院患者の健康を守るということで、空気清浄を伴う、そして、菌を駆除するというような形でのエアコンを導入させていただいたところでございます。

そしてまた、今回の実施設計でございます。これは、その後、一度立ち止まって長寿命化も含めて考えると、含めて方向性を考えていくといった中で、劣化診断をした中、そして、そういう中であって、屋上の漏水、そして配管関係、水回りですね、こういうものも含めての配管関係がいつ使えなくなるか、いつ損傷するかわからない状況だということで、これを早急に対応しないと診察の機材から何から全て、今入院してる患者をどっかに移さなきゃならないような状況になるというような報告もあったものですから、今回は取り急いで、この二つについてはやらなければならないということでの実施設計の今回提案でございます。

まだ、これからいろいろ議論していかなければなりません。町の財政状況もそうですし、病院の経営の健全化、そしてまた人口減少もあります。そういった中において、松前町にとってどういう病院がやっぱり相応しいのか。これはまだ議論を重ねていかなければならない場面ではございますが、今回の実施設計につきましては、その2点について、これは猶予するいとまがないという判断で実施設計を上げて、早急に対処していきたいという考えでの取組でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 必要性はよくわかります。当然、それは管理する町長以下が当然その対応をしなければなりません。

しかし、これだけのメニューを続けていくこと、建物は大丈夫だったのかと、建物は大丈夫なんでしょうか、そのことが私はわからないんです。診断も必要で、それと両輪で、両輪でこの実施設計をするべきでないかなと思ってました。

それで、この実施設計が提出された後、いつから、どのような方法で、形でこの実施設計を、出たものを実行に移していくのかっていうのが、あまりきちっと私自身おさえておりませんのでね、そのことの答弁をお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、この実施設計につきましては、約半年ほどかかるというふう
に言われております。今いろいろとアドバイスって言うか、業者の方々からも半年はかか
るだろうと。ですから半年後に、1月に発注して7月とか、遅くても8月前には来るもの
だと思っておりますし、その内容をしっかり精査して、いかほどかかるのかとか、そうい
うものもしっかり踏まえまして、これは、対応早急に決めていきたいと思っております。

そしてまた、劣化調査致しましたが、耐震に関しましてはまだやっております。ただ、
今回の地震でも青森県の方で、ある自治体の病院でも何か建物が傷んで、入院患者をどこ
かに移さなきゃないとか、そういう心配もあります。私はどこかの段階で、やはりこれは
耐震診断も必要なものと思っておりますので、その辺のところ、ただ、今回のものは、耐
震診断には影響のない修理の部分だというアドバイスもいただいております。これは、先
々また皆さんと議論しながら、この辺のあり方も協議してまいりたいというふうに考えて
いるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) そうすると、建物は、松前町の病院はまだ大丈夫だよという考え方
でよろしいんですね。まだ大丈夫だよという考え方でよろしいんですね。

それで、先ほど伺った中で、そうするとうちの病院については、住宅でも今長寿化方式
とっておりますけども、長寿化方式を考えているのか、考えていないのか。

それと、町民の考え方、気持ちって言うのは、やはり12年も前にあれだけ皆さん方が
期待した病院が、ここまで延びてしまったことが大きい原因でないのかというふうに、町
民の方から苦情がきます。

しかし、その時には財政であり、そのタイミングであり、いろいろ輻輳しましたんでね、
今日まで延びた。その結果こういうふうになりましたということで、答弁してるわけで、
お答えしてるわけですけども、このように具体的に町立病院が、これだけ傷んでしまっ
ている。しかし、建物本体は大丈夫だよと。だから、まずこの傷んでしまっている設備を更
新して、少し様子を見てから、先ほど言ったように財政であり、人口規模でありが落ち着
いた段階で、新しい病院を、どういう規模にするかわかりませんが、やるのかやら
ないのか、このことをお聞きしたかったんです。

それで、3回目でございますんでね、それでうちの病院っていうのは、透析あり、リハ
ビリやったり、応援医師が十分に確保されたり、この道南では珍しい、田舎でも研修への
拠点病院として十分な役割を果たしている町です。そんな意味で、老朽化した一部補修だ
けでいくのか、そして将来的には建てるのか。今検討中であれば検討中でもいいです、こ
の三つのうちの一つを方向性だけは、今回の大きいボリュームに対してお答え願いたいな
と。

それで実施設計によって、しなければならぬボリュームは、資料いただいた13億円
ほどでよろしいんでしょうか、それとももっとかかるんでしょうか。このことが具体的に
わかりません。

そんなことで、いくつかバラバラに言いましたけれども、つくるか、つくりませんか。そ
んなことを答弁願います。最後ですから。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、今回の実施設計につきましては、十数億っていうお話は、全
てやった時の話でありまして、先ほど来ご説明しておりますとおり、屋上の防水工事。そ
れと様々な機械設備の、屋内給排水とか給湯設備とか、そういうものに関する部分でござ

いまして、約2億7千万ほどと見込んでいるところでございますが、これは、実施設計出てこないとはっきりした数字は言えません。

そして、今私は所信表明でも言いましたように、一度、特別委員会で立ち止まったのは、やはり町の財政状況、そして病院の経営状況、こういうものを改善していかないと、病院を建てるといっても、その起債を借りることすら厳しい。きちんと対処していける保証がないということなので、もう一度議論しましょうと。そして、私は長寿命化も含めて、その中で松前町の病院としてあるべき姿を、皆さんと議論したいということで所信表明でもお伝えしております。

ただ、長寿命化したりしても私の中では、それは15年程度です、と考えてます。30年40年は、これは長寿命化じゃなくて、新しく建てることになると思います。

そういった中であって、やはり、そういう将来人口減少、そして町の財政状況、だから将来建てるか建てないかでいくと、これはもう将来的にはどっかで建てなきゃならなくなります、これは。ただ、そのタイミングがいつなのか、大きさがいつなのか、じゃあ、それまではどうするのか。そういうものを含めて皆さんと議論していかなきゃならないと思っております。

町民にも様々な意見がございまして、トイレだけ何とかしてくれという人もいます。ですから、外壁の方も大分傷んでおります、建具も大分傷んでおります。そういうものをこの後どうしていくかを、やはりしっかりと考えていくためには、私は耐震診断も、近いうちに取り組んでいかなきゃいかと考へも持っております。これもまた、議会の皆さん、そしてまた町民の意見もですね、私も耳を傾けながらどういうものがあるのか、しっかりと判断をしまいたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第92号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告についてを議題と致します。

新病院建設基本計画に関する調査特別委員会から、調査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。新病院建設基本計画に関する調査特別委員会委員長福原英夫君。

○新病院建設基本計画に関する調査特別委員会委員長(福原英夫君) 新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告書。

新病院建設基本計画に関する調査特別委員会調査報告について。

本委員会は、令和5年7月3日、松前町議会第2回臨時会において承認を得た新病院建

設基本計画に関する調査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、調査報告書を提出致します。設置の目的、委員会の開催状況及び調査の概要については記載のとおりです。

調査報告。

調査報告の前段部分につきましては、令和5年9月4日開催された第1回目の建設計画及び建設事業費が主な報告内容であり、記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

調査報告書の3ページ、2行目から報告致します。本特別委員会としては、1回目の開催から約2年にわたり開催できなかつた理由として、「基本計画(案)」が立たなかつたことにあり、そして、新病院建設計画が10年にわたり停滞している事実は、単なる外部環境、すなわち物価高騰などの経済状況の影響だけではなく、病院事業の将来ビジョンと行政の事業推進体制における、明確な戦略的弱さにあつたと考える。

行政、議会の双方が「建物ありき」の議論から脱却できなかつたことが、今日の状況を招いた最大の要因、原因である。計画初期において提出された基本計画(案)は、将来を見据えた医療の形を示すことなく、職員からの「現在のニーズ」を積み上げただけに終始しており、その戦略性の弱さも否めない。

この戦略的欠陥を正す機会を逸し続けた背景には、行政内部のガバナンスの欠如が起因すると考える。今日に至るまへの「決断力」の不足、そして高額な税金を投じたにも関わらず、「将来の道筋」を示せなかつたコンサルタント選定の甘さなど、一連の事業の進め方は、町民の不安と不満を募らせ、行政への信頼を大きく損なつた。

ただし、議会に設置された「新病院建設に関する調査特別委員会(令和4年6月7日設置)」においても、議論が建物や建設地の論点に終始し、本質的な未来の地域医療に関する調査を怠つたことや、本委員会の今日までの行いは、議会の責任を否定できるものではない。

今後、病院建設に関わる特別委員会を立ち上げるのであれば、今回のような失態を招かないためにも、その時期や調査内容は熟考すべきである。

今回示された基本計画(案)については、病院建設により将来的に松前町が財政再建団体となる可能性がある。松前病院は、町民の健康と安心した生活を支えるための重要な医療機関であり、早期に新病院の建設を進めることにより、安心、安全な地域医療を提供し続ける環境づくりをすることが、町の責務であると考えことから、病院経営の健全化に向けた取組が急務であり、将来の医療ビジョンを策定することが求められている。

更には、職員の採用計画や配置の見直し等による人件費の抑制をはじめとした経費削減や診療報酬の見直し、人口減少に伴う病床機能転換の検討など、収益の確保を図るとともに、新病院の施設規模や建設方法の再検討を実施し、事業費の圧縮を行う必要がある。また、一般会計についても財政健全化に向けた、より一層の行政改革を望むものである。

以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から、議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を承認することに決定しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長(伊藤幸司君) 日程第16、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出張議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和7年松前町議会第4回定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前11時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 近 江 武

署名議員 梶 谷 康 介